

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針

(原案)

現方針からの修正・変更箇所は赤字で表記しています。



令和7年(2025年) 月
滋 賀 県

目 次

1 策定趣旨等	3
(1)策定趣旨	3
(2)方針の位置づけ	3
(3)方針の期間	4
(4)対象施設	4
2 これまでの取組と成果	5
3 公共施設等の現状および将来の見通し	7
(1)公共施設等の老朽化の状況	7
(2)人口推計と今後の見通し	10
(3)県の財政状況	11
(4)公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し	12
4 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	14
(1)現状および課題に関する基本認識等	14
(2)公共施設等の管理に関する基本的な考え方	15
(3)全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策	25
(4)SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組	25
(5)PDCAサイクルの実施方針	25
5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	26
(1)庁舎等	27
(2)学校	30
(3)警察施設	33
(4)道路施設	36
(5)河川管理施設	39
(6)港湾施設	41
(7)治水ダム	43
(8)砂防関係施設	45
(9)公園施設	47
(10)県営住宅	49
(11)農業水利施設等	52
(12)治山・林道施設	55
(13)交通安全施設	57
(14)その他施設	59
(15)公営競技事業施設	61
(16)流域下水道施設	64
(17)工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	66
(18)病院	68
(19)大学	70
参考資料	72

1 策定趣旨等

(1) 策定趣旨

本県では、高度経済成長期以降、人口増や経済成長に伴う県民ニーズに対応して集中的に公共施設等の整備を推進してきました。

その後、社会経済情勢の変化や地域における施設の充足状況、地方分権改革の進展に伴う県の役割の変化等を踏まえて、平成17年度以降は、公の施設を中心に、施設のあり方について継続的に見直しを行い、廃止や市町等への移管など量的改革を進めるとともに、存続させる施設についても、指定管理者制度の導入など効果的かつ効率的な運営に努めてきました。

また、安全・安心の確保の観点から、建築物等の耐震化により、大規模な地震による被害に備えるとともに、災害救助、救援物資輸送のための緊急輸送道路やライフラインの確保対策などのインフラ施設における地震防災対策も進めてきたところです。

県が保有する公共施設等は、道路や学校など県民の皆さんの生活になくてはならないものであり、そのサービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくことが何より重要です。

一方で、高度経済成長期に整備した公共施設等を中心に老朽化が深刻となっており、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来することへの対応や、人口減少や少子高齢化の進行に伴う利用ニーズの変化への対応が求められます。

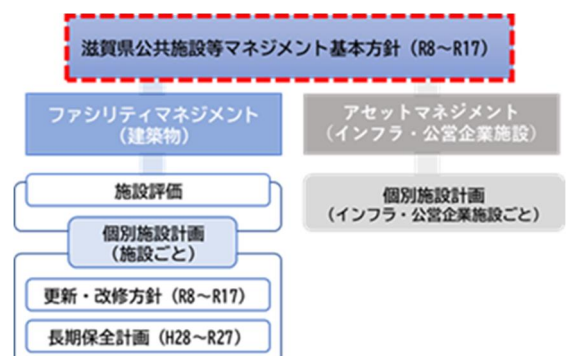
さらに、社会保障関係費の増加等、今後も県財政は厳しい状況が見込まれることから、サービスとのバランスも考慮の上、公共施設等に係る投資の重点化を図り、限られた財源を有効に活用していくことが一層必要となります。

こうした公共施設等の果たすべき役割と取り巻く様々な課題を踏まえると、県としての統一的な方針と横断的な体制をしっかりと整え、県民の皆さんとの協働や民間活力の活用なども図りながら、県の保有施設全体について、質・量の両面から県民ニーズに即した最適化を図っていくことが重要です。

この方針は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の取組に当たって、中長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取組を推進することを目的とします。

(2) 方針の位置づけ

国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」および「公共施設等総合管理計画¹」の策定に当たっての指針²等を踏まえ、本県におけるファシリティマネジメント²（建築物）およびアセットマネジメント³（インフラ施設等）を推進するための全庁的な方針として策定します。



¹ 地方自治体がそれぞれの公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定する計画

² 土地、建物、設備等の財産を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的観点からコストの便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用するための手法

³ 公共事業により造成された資産を効率的・経済的、また、環境にも配慮しながら維持管理する手法

(3) 方針の期間

公共施設等の基本的な方針を考える上で、将来の社会経済情勢の変化や県の財政状況等を考慮する必要があることから、本方針の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

(4) 対象施設

本方針において対象とする公共施設等⁴（以下、本文中「施設」という。）は、建築物、インフラ施設、公営企業施設など県が所有し、または管理する全ての施設のほか、県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設等）も含むものとし、具体的な類型は、下表のとおりとします。

施設の類型			主な施設
公共施設等	建築物	庁舎等	県庁舎などの建築物
		学校	県立学校
		警察施設	警察署、交番・駐在所、待機宿舍等の警察本部所管の建築物
	インフラ施設	道路施設	橋梁、トンネル、舗装路面、道路附属物 等
		河川管理施設	樋門、可動堰 等
		港湾施設	大津港、彦根港、長浜港、竹生島港
		治水ダム	余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曽川ダム、青土ダム、姉川ダム
		砂防関係施設	砂防堰堤、床固、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
		公園施設	都市公園
		県営住宅	県営住宅
		農業水利施設等	農業水利施設、農業用ダム・ため池、農道、地すべり防止施設
		治山・林道施設	治山堰堤、山腹工、林道 等
		交通安全施設	信号機、大型標識 等
		その他施設	自然公園施設、水質自動測定局 等
	公営企業施設	公営競技事業施設	競艇場
		流域下水道施設	管渠、処理場、ポンプ場 等
		工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	管路、浄水場 等
		病院	総合病院、精神医療センター
	地方独立行政法人	大学	県立大学

⁴ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念（「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」（総務省、H26.4.22））。本方針では、県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設等）も含む。

2 これまでの取組と成果

平成 28 年度から令和 7 年度までの滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づく取組と成果は以下のとおりです。

(建築物)

(1) 良質な性能および安全性の維持・確保

施設の点検・診断等を実施し、良質な性能および安全性の維持・確保が図られています。

■施設点検実施率（令和 6 年度）

100%（長寿命化対象施設（143 施設））

(2) 施設総量の適正化

方針の期間終了時点（R7 年度末）の施設総量が H27 年度末より増加しないことを目標としており、目標を達成見込みです。

■施設総量

H27 年度末 1,476,693 m² → R7 年度末（見込み） 1,460,578 m²

■施設数

H27 年度末 490 施設 → R6 年度末 418 施設

(3) 施設の長寿命化、計画的な更新・改修

予防保全と更新・改修のいずれも、計画どおりに取り組んでいます。

■予防保全

長期保全計画に基づく平成 28 年度から令和 7 年度までの事業実施率（見込み）

98%※（実施数／予定数 587／596 事業） ※残り 2%は後年度に別事業と合わせて実施予定等

■更新・改修

更新・改修方針（H28～R7）に基づく事業実施率（見込み）

100%（実施数／予定数 90／90 事業）

(4) 維持管理の最適化、施設の有効活用

定性的な視点、定量的な視点から運営改善に関する目標を設定し、毎年の取組について進捗を把握し、評価しています。9 割を超える施設において運営改善目標をほぼ達成しています。

■運営改善目標の達成状況（令和 6 年度）

◇対象施設 148 施設

100%以上達成：20 施設 80%以上 100%未満：114 施設

50%以上 80%未満：12 施設 50%未満：2 施設

■PPP/PFI 推進の取組（令和 6 年度）

◇近江学園、滋賀アリーナおよび県営住宅（新庄寺団地）の建替に係る PFI 事業（竣工済）

◇東北部工業技術センターおよび新・琵琶湖文化館の建替に係る PFI 事業（着手中）

■歳入確保の取組（令和 6 年度）

◇ネーミングライツ（施設） 11 件（R7 年度以降の契約期間の案件を含む）

◇県有地の売却（建物含む） 15 件

(インフラ施設等)

(1) 良質な性能および安全性の維持・確保

長寿命化計画等に基づき良質な性能および安全性の維持・確保に向けて取組を進めています。

- 【道路施設】 点検計画に基づき、定期点検を実施。修繕が必要な施設については、修繕計画に基づき、適切に修繕を実施
- 【流域下水道施設】 定期的に管渠調査・マンホール蓋の点検を実施。点検により異常を発見した場合は修繕に着手。計画的な更新により安全確保と施設能力を維持
- 【農業水利施設等】 防災重点農業用ため池の管理状況や施設の異常の有無について確認を実施。地域住民の安全確保のため、ため池ハザードマップを作成・周知

(2) 施設総量の適正化

それぞれの施設の特性・将来ニーズ等を踏まえ、施設総量の適正化に取り組んでいます。

- 【県営住宅】 「滋賀県営住宅長寿命化計画」に基づき、集約建替や用途廃止を実施
- 【公営競技事業施設】 利用見込みがなく、かつ安全性に疑問がある建物（旧スタンド等）について、適切に処分・解体を実施
- 【農業水利施設等】 受益農地がなくなったため池については、積極的に廃池し、災害発生リスクを除去
- 【交通安全施設】 必要性の低下した信号機を廃止し、撤去した信号機は必要性の高い交差点へ移設

(3) 施設の長寿命化、計画的な更新・改修

予防保全と更新・改修のいずれも、計画どおりに取り組んでいます。

- 【病院】 「滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき策定した長期保全計画により、中長期的かつ計画的に予防保全を実施
- 【工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設】 設備機器等は維持管理指針等に基づき適切な点検・整備を継続することにより長寿命化を推進
- 【港湾施設】 維持管理計画に基づく点検の結果を踏まえ、施設全体の総合評価を実施の上、優先度に応じて随時修繕等を実施

(4) 維持管理の最適化、施設の有効活用

計画等に基づいた維持管理の最適化を図るほか、民間活力の導入により施設の活性化に取り組んでいます。

- 【公園施設】 指定管理者制度・設置管理許可制度・公募設置管理制度（Park-PFI）等の制度の積極的な活用により、民間事業者等の参画を推進し、民間との連携による公園の活性化を推進
- 【流域下水道施設】 スtockマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な更新に努めるとともに、湖西、東北部、高島の3処理場の管理について包括的民間委託を導入し、維持管理費を縮減

3 公共施設等の現状および将来の見通し

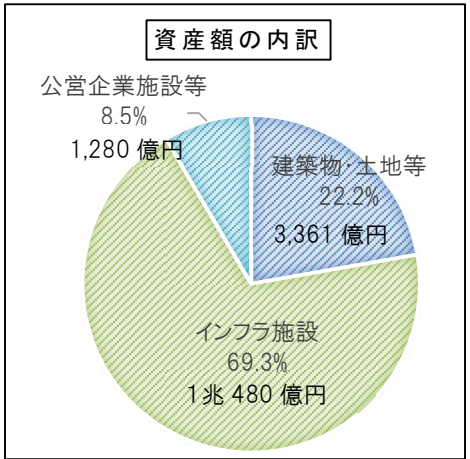
(1) 公共施設等の老朽化の状況

ア 全体規模

財務諸表の貸借対照表(令和6年3月31日現在)で、事業用資産とインフラ資産を合わせた額は、約1兆5,121億円となっています。

内訳は、普通会計のうち建築物・土地等が3,361億円、インフラ施設が1兆480億円、また、公営企業施設等が1,280億円となっています。

※ 県庁舎や学校など、公共用に使用するための資産(土地、建物、機械装置等)の金額で、建物等は減価償却の累計額を差し引いた額です。

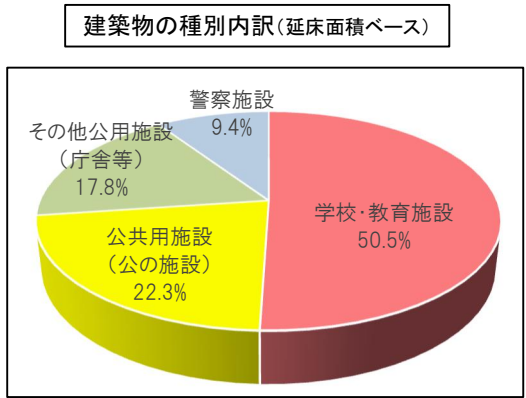


イ 建築物の状況

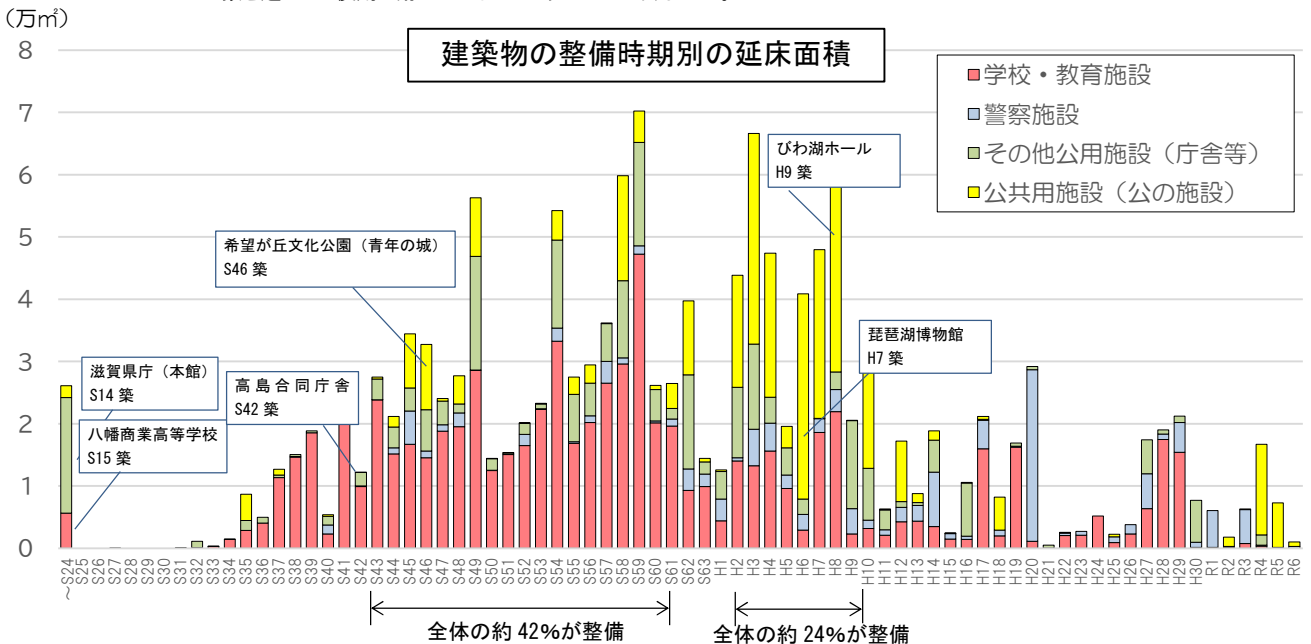
当方針の策定当初(平成27年度末)は、建物数が約4,100棟、施設数が490施設、延床面積が約147.7万㎡であったのに対し、令和6年度末時点の建物数が3,830棟、施設数が418施設、延床面積が約146.3万㎡であり、このうち半分を学校・教育施設が占めています。

また、建築物の建設時期は、昭和43年度～昭和60年度にかけて全体の約42%、平成2年度～平成9年度にかけて約24%が整備されており、一般的に建物の使用期間(※)とされる築50年以上の施設の割合(面積ベース)は、平成28年度は8%程度でしたが、令和7年度は約26%、令和17年度には約53%となる見込みです。

※ 耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数。この年数を超えても使用に耐えられないというものではありません。



(注) 固定資産台帳(令和6年度末現在)を基に作成



(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。

(注) 令和6年度末時点の固定資産台帳を基に作成しています。

施設区分ごとに施設の築年数を比較すると、令和6年度末時点では、庁舎等、産業関係施設、保健関係施設および学校・教育施設の3割以上が築50年以上となっており、これらの施設を中心に、老朽化対策に計画的に取り組んでいく必要があります。

施設区分ごとの施設数と延床面積

※令和6年度末時点

施設区分	施設数	建物数 (棟)	うち築50年 以上		延床面積 (㎡)	うち築50年以上 [構成比]	
			うち築30年 以上	以上		うち築30年以上 [構成比]	
庁舎等	14	86	16	75	97,331	34,660 [36%]	85,990 [88%]
文化施設	5	81	40	70	105,283	20,215 [19%]	102,058 [97%]
社会体育施設	12	31	1	23	86,043	7,919 [9%]	56,032 [65%]
職員住宅等	53	182	0	126	49,487	0 [0%]	31,226 [63%]
産業関係施設	23	325	122	272	82,577	24,682 [30%]	66,048 [80%]
福祉関係施設	20	124	12	102	54,566	5,818 [11%]	43,303 [79%]
保健関係施設	11	71	18	57	27,057	9,863 [36%]	18,996 [70%]
学校・教育施設	62	2,042	483	1,661	725,869	256,284 [35%]	613,233 [84%]
その他行政施設	39	199	24	170	126,952	10,191 [8%]	92,544 [73%]
警察署・交番	179	689	37	280	107,360	8,254 [8%]	32,024 [30%]
計	418	3,830	753	2,836	1,462,525	377,886 [26%]	1,141,455 [78%]

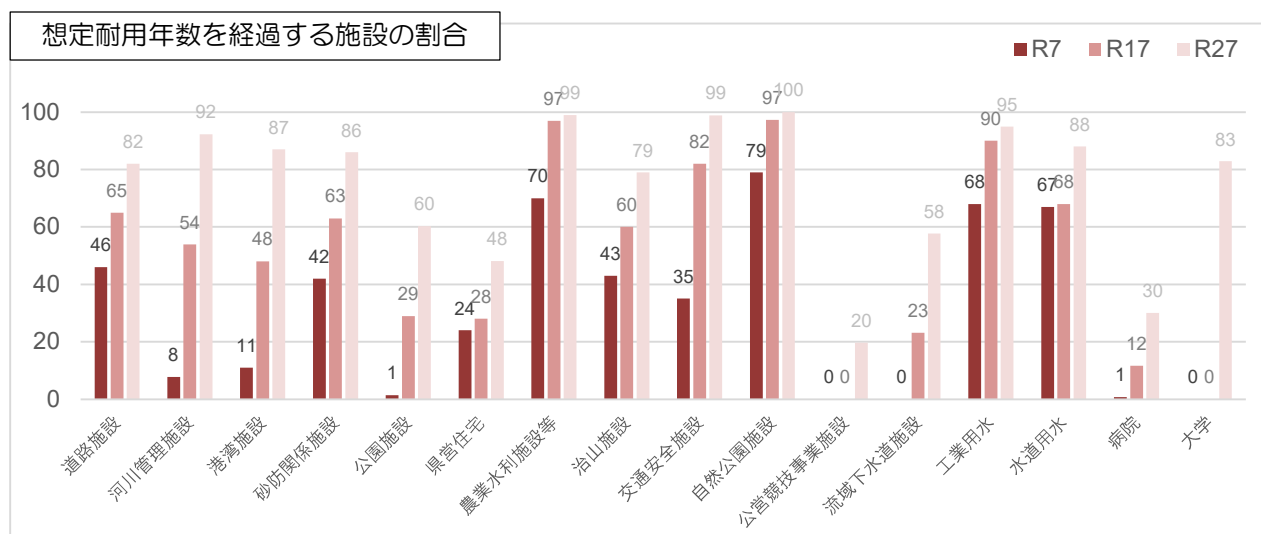
ウ インフラ施設・公営企業施設の状況

インフラ施設および公営企業施設においても老朽化が進行しており、**これまで保全・更新等の対策を講じてきたところですが、仮に令和7年度時点の施設に対し保全・更新等の対策を講じない場合、想定される耐用年数を経過した施設の割合は大幅に増加し、以下のとおりとなる見込みです。**

例えばインフラ施設のうち、道路施設（2m以上の橋梁）について、令和17年度には約65%、令和27年度末には約82%が想定される耐用年数を経過することになります。また、公営企業施設も同様に、流域下水道施設の管渠について令和17年度末時点では約16%、令和27年度末には約53%が想定される耐用年数を経過する見込みとなっています。

施設分野		想定耐用年数を経過する施設の割合			備考 (想定耐用年数※)
		R7年度末	R17年度末	R27年度末	
インフラ施設	道路施設 ※橋梁(2m 以上)	約 46 %	約 65 %	約 82 %	建設後 50 年
	河川管理施設 ※矢板護岸、管理橋除く	約 8 %	約 54 %	約 92 %	建設後 40 年
	港湾施設	約 11 %	約 48 %	約 87 %	建設後 50 年
	治水ダム	—	—	—	半永久施設 (機械・電気通信設備は除く)
	砂防関係施設	約 42 %	約 63 %	約 86 %	建設後 50 年
	公園施設	約 1 %	約 29 %	約 60 %	建設後 50 年
	県営住宅	約 24 %	約 28 %	約 48 %	簡易耐火造平屋建：30 年 準耐火造住宅等：45 年 中層耐火造住宅等：70 年
	農業水利施設等 (基幹水路)	約 70 %	約 97 %	約 99 %	建設後 40 年
	治山施設	約 43 %	約 60 %	約 79 %	建設後 50 年
	交通安全施設	約 35 %	約 82 %	約 99 %	建設後 42 年 (コンクリート柱)
	自然公園施設	約 79 %	約 97 %	約 100 %	建設後 24年(木造)50年 (鉄筋コンクリート造)
公営企業施設	公営競技事業施設	約 0 %	約 0 %	約 20 %	建設後 50 年
	流域下水道施設	処理場・ポンプ：約 0 %	処理場・ポンプ：約 23 %	処理場・ポンプ：約 58 %	建設後 50 年 (土木躯体のみ、機械・電気設備は除く)
		管渠：約 2 %	管渠：約 16 %	管渠：約 53 %	
	工業用水道事業施設・ 水道用水供給事業施設	工業用水道(管路)：約 68 %	工業用水道(管路)：約 90 %	工業用水道(管路)：約 95 %	建設後 40 年
		水道用水道(管路)：約 67 %	水道用水道(管路)：約 68 %	水道用水道(管路)：約 88 %	
病院	約 1 %	約 12 %	約 30 %	建設後 50 年	
地方独立行政法人	大学	約 0 %	約 0 %	約 83 %	建設後 50 年

(注) 耐用年数は想定であり、この年数を超えると使用に耐えられないというものではありません。



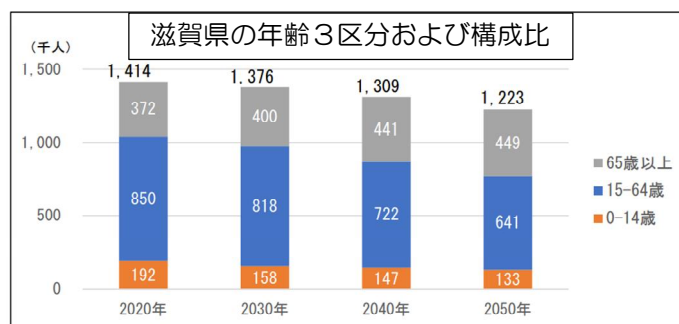
(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。また、保全・更新等の対策を講じないものと仮定して算出しています。

(2) 人口推計と今後の見通し

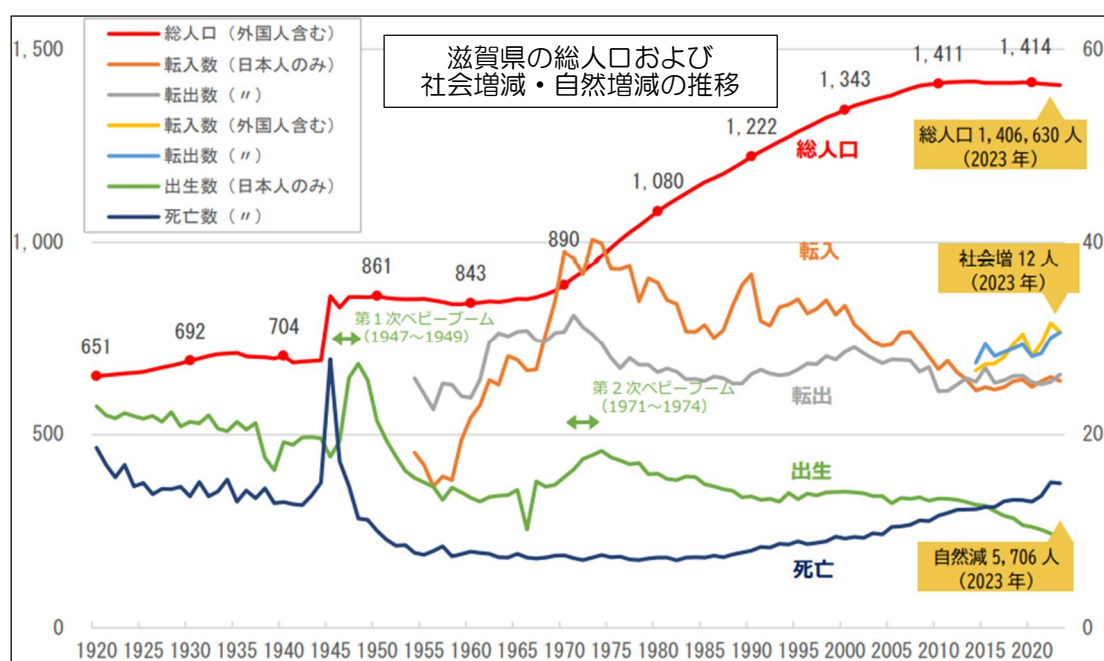
ア 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、**2050** 年の滋賀県の総人口は **122.3** 万人とされており、**2020** 年に比べて **13.5%** 減少するとされています。

年代別では、年少人口および生産年齢人口がさらに減少する一方、高齢者（65 歳以上）人口は **37.2** 万人から **44.9** 万人へと、30 年間で約 **1.2** 倍に増加するとされており、高齢者人口の割合は、総人口の **36.7%** まで高まると予測されています。

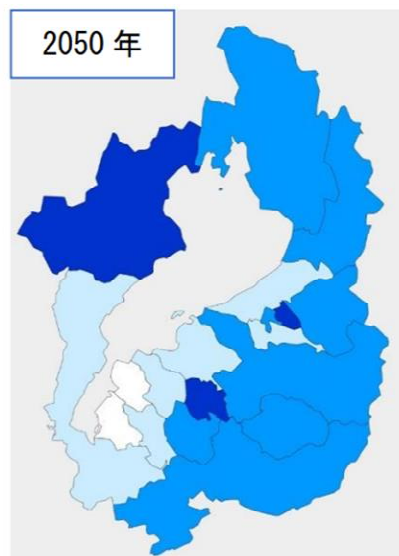
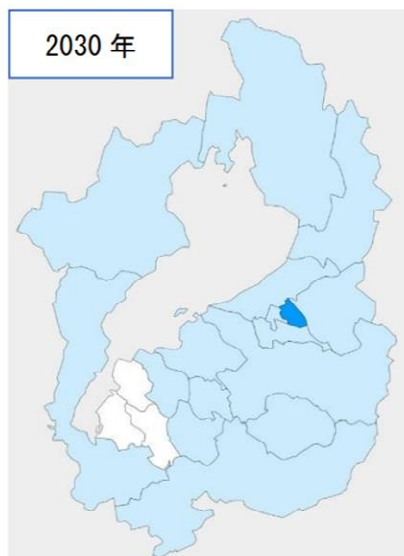
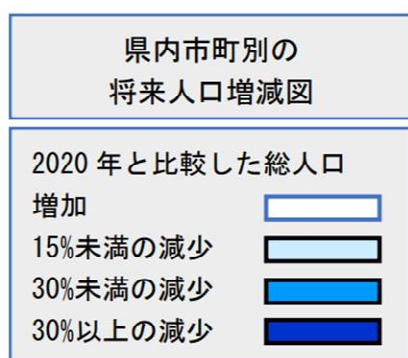


（「滋賀県人口ビジョン」より）



（「滋賀県人口ビジョン」より）

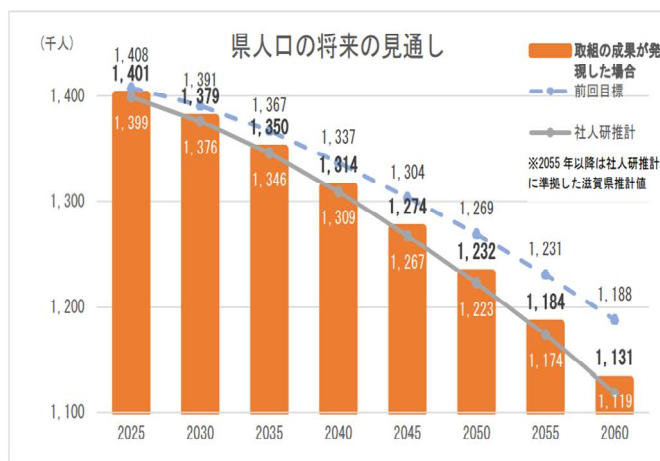
また、地域別に **2030** 年人口と **2050** 年人口を比較すると、南部地域の草津市、守山市では増加が見込まれる一方、その他の市町では減少するものと推測されています。



（「滋賀県人口ビジョン」より）

イ 今後の見通し

「滋賀県人口ビジョン」では、結婚、出産、子育ての希望を実現する環境づくりの充実や、県内外から選ばれる滋賀を目指す取組に加えて、人口が減少してもなお持続可能な地域をつくることなどを取組の方向性として示しており、それら取組の成果が発現した場合、将来的な総人口は、2040年に約131万人、2060年には約113万人となることが見込まれます。（社人研推計では、2040年：約131万人、2060年：約112万人）



（「滋賀県人口ビジョン」より）

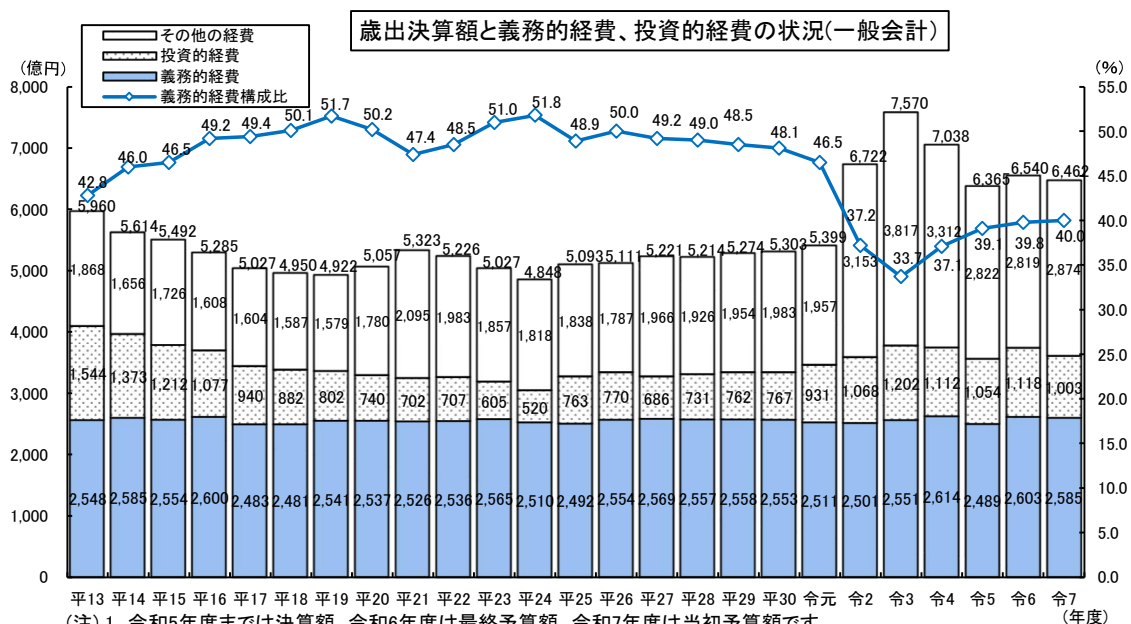
(3) 県の財政状況

一般会計の歳出規模は、平成14年度以降、財政構造改革による歳出削減の取組等により年々減少していましたが、平成20年度以降は、増加あるいはほぼ横ばいで推移し、令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症への対応により大幅に増加しました。令和5年度以降は、感染症対策経費の減などにより、令和4年度と比べて大幅な減額となったものの、物価高騰対策などの影響もあり、6,000億円台で推移しています。

主な内訳を見ると、人件費、扶助費、公債費を合わせた、いわゆる義務的経費はほぼ横ばいで推移しています。

また、投資的経費は、会館等の新規整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進捗調整や規模の見直し等を行ってきた結果、大幅に減少していましたが、令和元年度以降は国の防災・減災、国土強靱化対策に基づく事業の増等により、増加しています。

今後、社会保障関係費の増加や臨時財政対策債を除く実質的な県債残高の増加等が見込まれることから、令和5年3月に策定した「滋賀県行政経営方針2023-2026」に基づき、引き続き、歳入歳出両面にわたり財政健全化の取組を進めていく必要があります。



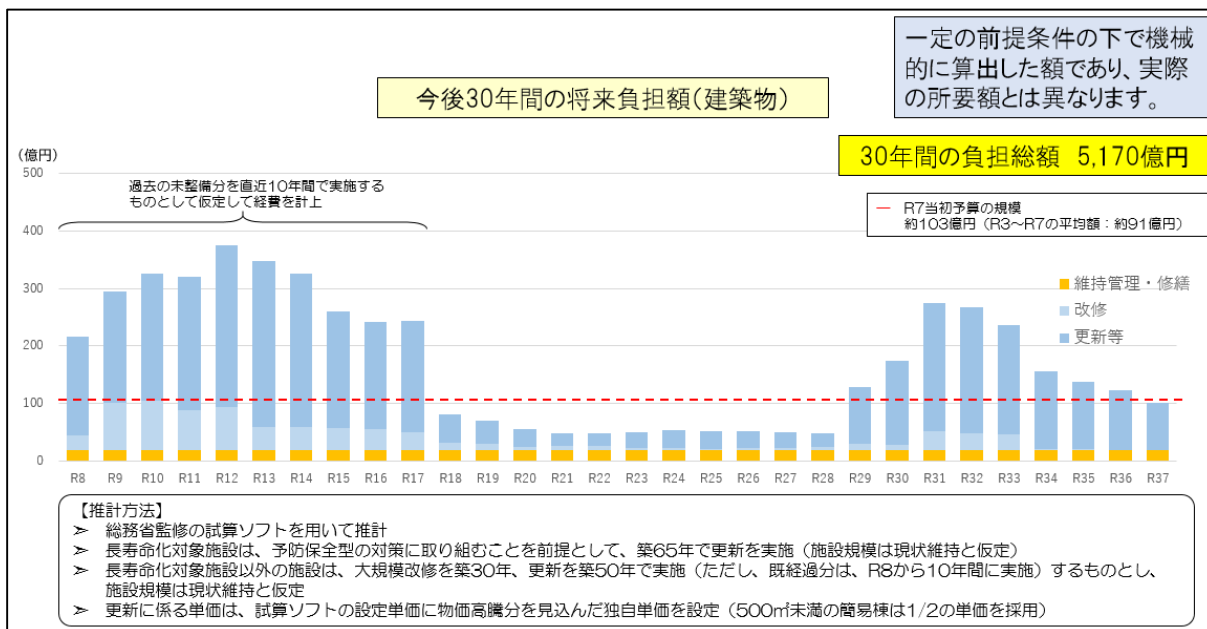
(注) 1 令和5年度までは決算額、令和6年度は最終予算額、令和7年度は当初予算額です。

2 義務的経費の扶助費は市町以外に対するものであり、市町に対するものはその他の経費に区分しています。

(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し

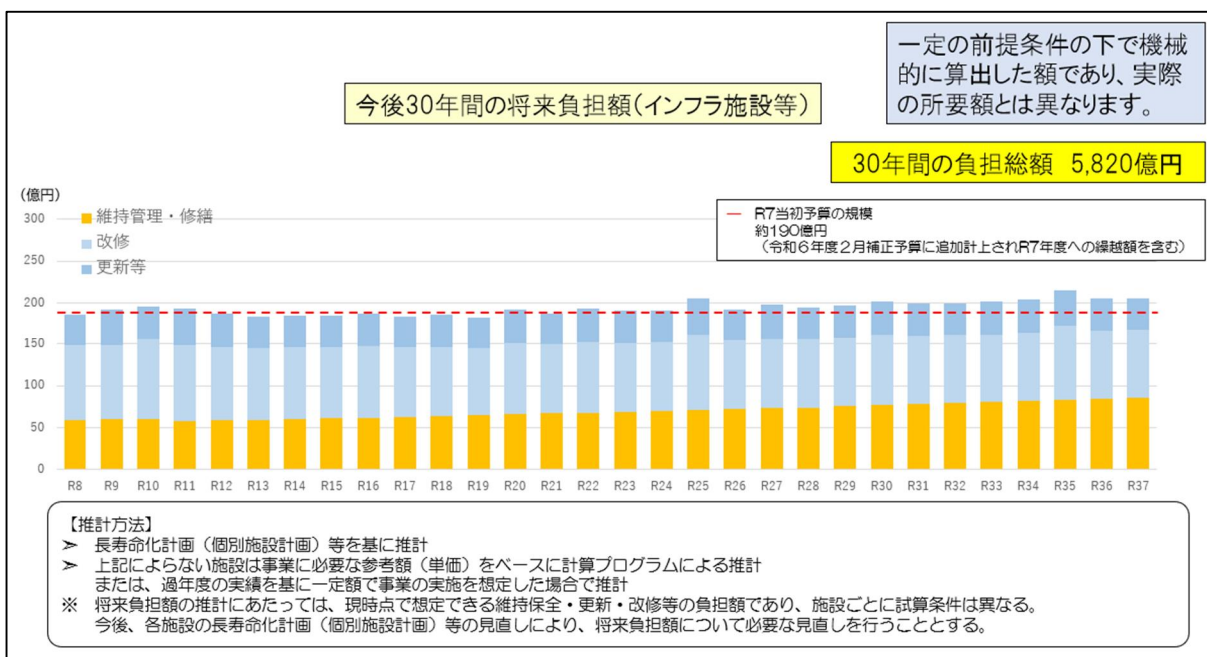
ア 建築物

建築物について、令和6年度末時点で県が保有する施設を一定の期間で大規模改修や建て替えを実施した場合に今後どれだけの経費がかかるのか、下記の前提条件のもとで令和8年度から今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で5,170億円程度、単年度平均で約172億円となり、建築物の老朽化対策に係る令和7年度の当初予算（約103億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



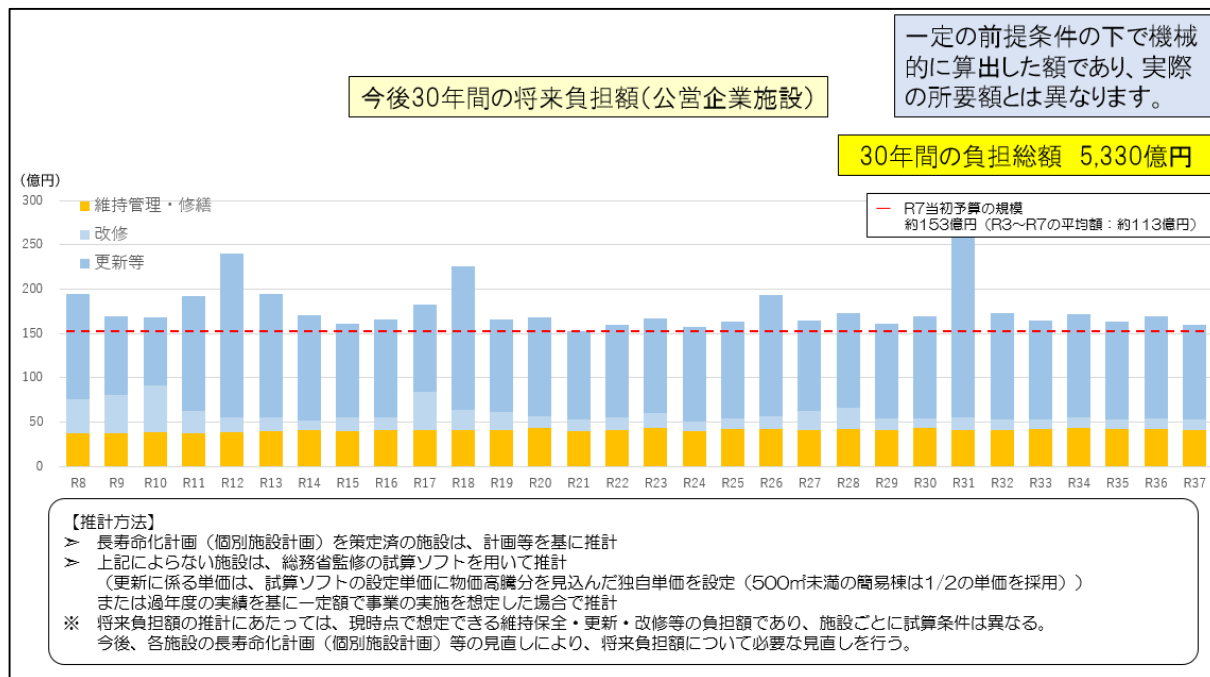
イ インフラ施設等

インフラ施設について、下記の前提条件のもとで令和8年度から今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で5,820億円程度、単年度平均で約194億円となり、令和7年度の当初予算および令和6年度2月補正予算（令和7年度への繰越分）の合計（約190億円）を上回る経費が見込まれます。



ウ 公営企業施設

公営企業施設について、下記の前提条件のもとで令和 8 年度から今後 30 年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で 5,330 億円程度、単年度平均で約 178 億円となり、令和 7 年度の当初予算（約 153 億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



このように、建築物、インフラ施設、公営企業施設のいずれにおいても、施設の老朽化に伴う財政負担の大幅な増加が見込まれており、そのサービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくためには、財政負担の縮減および平準化に向けた取組を計画的に進めることが重要です。

4 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状および課題に関する基本認識等

社会基盤や様々なサービス提供の場である施設は、県民生活に密接に関わっているだけでなく、経済活動を支えていく上においても重要な役割を果たしているところですが、「3 公共施設等の現状および将来の見通し」を踏まえると、今後、特に以下の2点に留意する必要があると考えています。

ア 公共施設等の老朽化の進行への対応

本県の公共施設等は高度成長期以降に整備されたものが多く、今後、老朽化した施設が着実に増加することが見込まれます。

老朽化対策に当たっては、増大する維持管理更新費用が県財政を圧迫し財政の硬直化を招かぬよう、将来を見据えた計画的な対応を行っていく必要があります。また、施設を適切に維持管理し、良質なサービスを提供することも重要です。

今後の対策として、「長寿命化対策」や計画的な更新・改修に取り組み、コストの縮減・平準化を極力図るとともに、指定管理者制度などのPPP⁵／PFI⁶等による民間活力の活用、新技術の導入等により、一層のサービス・利便性の向上に努める必要があります。

イ 社会経済情勢等の変化への対応

今後、人口減少や人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化により、中長期的にみると施設に対する需要が低下することが予想されるほか、道路や上下水道、農業水利施設などの社会インフラの維持が困難になることも懸念されます。

このため、地域を支える基盤の一つである公共施設等の役割に留意しつつ、将来の利用需要の変化を的確に捉え、施設の規模や配置、提供する機能などを踏まえ今後のあり方を検討する必要があります。役割を終えたと判断されるもの等については、利用者や地域住民の理解を得ながら、廃止や転用等を図るなど、施設総量の適正化に努めていくことが大切となります。また、安全・安心への対応や地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減、共生社会の実現、公共施設等のマネジメントに取り組む市町等との連携など、新たなニーズ等を踏まえながら率先して対応する必要があります。

⁵ Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの

⁶ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1)の課題に対応し、今後とも持続可能で質の高いサービスを切れ目なく提供していくため、次の4つの対応方針に基づく施設マネジメントを展開し、財政負担を縮減・平準化しながら、資産価値の最大化を図ります。

<対応方針>

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ア 良質な性能および安全性の維持・確保 | イ 施設総量の適正化 |
| ウ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修 | エ 維持管理の最適化、施設の有効活用 |

ア 良質な性能および安全性の維持・確保

定期的な点検・診断、修繕や施設に応じた耐震性の確保などにより、公共施設等に求められる機能を維持・強化し、県民、施設利用者等の安全・安心を確保します。

(ア) 情報の一元管理

● 情報の一元管理と活用

施設のマネジメントを効果的・効率的に推進していくためには、施設情報を適切に管理・蓄積し、施設の維持管理や整備を行うことが重要です。特に建築物については、維持管理の効率化を図るため、劣化状況や点検・診断、工事履歴等の施設情報を蓄積したデータベースの構築等による情報の一元管理に向けた検討を進め、施設の維持管理や老朽化対策等に活用します。

(イ) 点検・診断等

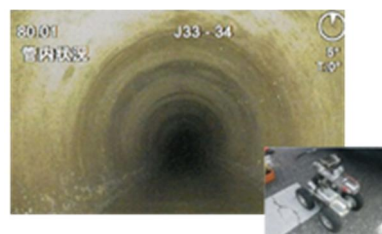
● 定期的な点検・診断の実施

日常点検や定期点検、巡視、パトロール等により施設の状況を確認するとともに、施設の機能・性能劣化の有無や兆候を把握し、計画的に処置を行うことにより、故障や不具合などの防止に努めます。

また、ドローンやAIの導入など新たなデジタル技術の活用により、点検・診断の効率化・高度化についても取り組みます。

<具体的な取組内容>

【建築物】	法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に基づき、各施設において定期的に点検を実施し、劣化状況について評価（診断）を実施
【道路施設】	県管理道路の日常パトロールにおいて、スマートフォンの画像や振動等を解析する舗装診断技術を活用し、路面状態の把握に取り組むとともに、舗装診断結果を修繕計画立案に活用する取り組みを推進
【流域下水道施設】	流域幹線全区間を適切な期間に一巡して点検できるよう、処理区間ごとに点検計画を策定し、カメラ等による点検を実施。管の破損、継ぎ手部の不良、クラック、浸入水、腐食状況等を記録し、至急に対応を必要とする状況が確認された場合には、速やかに修繕を実施



自走式 TV カメラによる管渠の点検

(ウ) 安全確保

● 法令等への対応

法令の要請等に対応した施設基準を確保し、安全・安心に施設を利用していただけるよう対応します。

● 事故の未然防止・安全確保

施設の劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害等につながることを防ぐよう、点検・診断等による危険箇所等の早期発見・早期対応のほか、同種類似リスクへの対応を確実にし、事故の未然防止・安全の確保に努めます。

また、新興感染症への対策や、防犯・防災上の取組についても積極的に推進します。

● 供用を廃止した施設の適切な管理

老朽化等により供用廃止され、今後も利用の見込みのない施設は、適切に処分・除却を進めます。

(エ) 耐震化

● 計画的な耐震対策の実施

施設は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点機能や物資、人員の輸送機能としての重要な役割を併せ持っていることから、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な耐震対策を実施していきます。

● 施設の用途に応じた耐震性の確保

国の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」も参考に、施設の機能や役割等に応じて耐震安全性の目標を検討し、特に防災上重要な施設については、高い耐震性を確保することとします。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国交省)

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I 類	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設
II 類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	人命の確保および物品の安全性確保が特に必要な施設
III 類	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	その他

(オ) CO₂ ネットゼロに向けた取組の推進

「CO₂ ネットゼロに向けた県庁率先行動計画」に基づき、施設の高断熱化や高効率機器などの省エネ設備の導入、太陽光発電設備などの再エネ設備を積極的に導入し、脱炭素化に対応した公共施設等の整備、改修に取り組みます。また、施設整備時に排出する廃棄物の削減による環境負荷の低減に資する取組を行うほか、CO₂ ネットゼロに向けた取組の効果の見える化を実施し、温室効果ガスの排出実態および対策情報等を

把握・共有し、さらなるCO₂削減につなげます。

今後は、「CO₂ ネットゼロに向けた県庁率先行動計画」や「政府実行計画」も踏まえ、新築建築物について、2030 年度以降、さらに高い省エネ性能の確保および再エネ設備の積極的な導入を目指します。



Zeb-Ready⁷以上の省エネ水準による施設整備
東北部工業技術センター(令和8年度竣工予定)



ペロブスカイト太陽電池⁸の活用例
写真提供:積水化学工業(株)

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、公共施設等を誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備や改修等を進めます。

具体的には、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づく取組を推進し、全ての利用者にとって利用しやすい施設づくりを推進するとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代や障害者、外国人等、「当事者の声」を施設整備に反映させるため、当事者参画の取組を拡大します。



生徒が考案したデザイン・要望をトイレ改修に反映した事例(虎姫高等学校)



(仮称)第2大津合同庁舎設計に関するワークショップの様子

(キ) 県産材(木材)の利用推進

● 積極的な滋賀県産木材の活用等

滋賀県が締結する契約に関する条例および滋賀県県産材の利用の促進に関する条例に基づき、県産材および県産品の利用を通じて地域経済の活性化を図ります。特に県産木材の利用は、林業、木材産業の活性化や森林保全に加え、炭素の固定を進め、CO₂ ネットゼロ社会づくりに貢献することから、積極的に滋賀県産木材の活用等を行います。

⁷ 建物の外皮の高断熱化および高効率な省エネルギー設備を備えた建築物で、太陽光発電など再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

⁸ 軽量で柔軟性のある太陽電池。従来型のシリコン系太陽電池が設置困難な建物の壁面や耐荷重が低い屋根にも設置可能

● 公共建築物での取組

県産木材の安定供給に向けた取組（林道、作業道等の路網整備、機械化による生産性の向上、県産木材の加工・流通体制の整備等）を図りながら、「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、原則として木造化を図るとともに、すべての公共建築物の内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進することとし、公共建築物の木造化および木質化を進めるに当たっては、積極的に滋賀県産木材を活用します。（令和12年度（2030年度）に県施設の内装等木質化率100%）



内装の木質化(草津養護学校)



木造化・木質化(能登川高校ボクシング練習場)

● 公共工事での取組

公共工事においては、「公共事業環境こだわり指針」の活用等により、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めており、木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材の利用を図ります。



治山工事(木柵工・木筋工)



河川の維持管理工事(工事看板)

イ 施設総量の適正化

必要な投資を行いつつ、公共施設等の適切な規模・サービス水準への移転・集約等を踏まえた機能集約等を推進することにより、それぞれの施設特性に応じた施設総量の適正化を図り、維持管理費や更新費をできる限り抑制するため、以下の考え方により継続的に取組を進めていきます。

なお、機能集約等の検討に当たっては、公共交通のアクセスや災害リスク等、立地の適正化についても併せて検討します。

(分野ごとの方針)

建築物

本方針の期間終了時点（令和 17 年度末）において、中長期的な面積削減の見通しを踏まえつつ、県全体の施設総量（延床面積）が令和 7 年度末より増加しないことを基本に、以下の取組を進めます。

既存施設については、役割を終えた施設の廃止、更新にあわせた施設の集約化、大規模改修にあわせた減築等を徹底し、将来負担額の縮減に取り組みます。

特に庁舎・学校等の施設については、人口減少による利用需要など、社会情勢の変化を踏まえ、施設のあり方を検討します。

また、施設整備に当たっては、将来の利用動向の変化を見据えた施設規模の適正化、国や市町の施設との連携、地域の活性化や県民サービスの向上、公共交通のアクセス等を考慮した施設の最適配置の観点から、各施設の必要な機能や規模等について十分精査するなどして、施設総量の縮減に努め、個別施設ごとの検討を進めていきます。

なお、平成 27 年度末は 490 施設、延床面積 1,476,693 ㎡であったのに対し、令和 6 年度末では 418 施設、延床面積 1,462,525 ㎡と推移しています。

- ・ 施設の整備（更新、新增設、大規模改修）時には以下の方針により、取り組みます。

<具体的な取組方針>

- 施設の更新等を検討する際は、既存施設の活用や周辺施設との集約化・複合化等を図るとともに、延床面積を縮小することを基本とする。
 - 既存施設への移転のほか、施設の集約化や複合化について部局横断的に検討を行うとともに、市町、他府県や国の施設との合築や連携の可能性についても併せて検討し、効率的な施設整備を図る。
 - 施設規模は、現状だけでなく、将来の利用見込みやニーズの変化も十分想定の上、適正な規模を設定する。また、1 つの施設で全ての機能を備えることを前提とするのではなく、既存施設に共同で利用可能な機能（会議室、ホール等）がある場合は、それらとの補完・連携も図り、必要な機能を確保する。
 - 施設の大規模改修を行う際は、一律にすべてを改修するのではなく、今後の人口減などの社会情勢の変化による将来的な減築の可能性も踏まえ、将来にわたり必要と考えられる箇所について改修を行う。
- 社会経済情勢の変化に伴う行政需要や法令の要請等に対応するため、施設の新増設や更新時の規模拡大を図る場合にあっても、中長期的な面積削減の見通しを踏まえつつ、令和 7 年度末の施設総量を上回らない範囲内で整備を行うことを基本とする。

庁舎等・学校の総量適正化に向けた方針

● 庁舎等

県庁舎本館は昭和 14 年に竣工後、建物・設備は経年劣化が進んでいるほか、その他の庁舎も今後 10 年から 20 年の間に大規模な更新・改修の時期を迎えることから、一体的な検討に着手し、災害時の対応や将来の行政サービスのあり方の変化などの観点を考慮しつつ、過剰な投資とならないよう、必要な庁舎規模を検討する。

地方合同庁舎については、各施設の老朽化は進行しているものの、整備時期が異なることから、適切に施設の長寿命化を図りつつ、事業量の平準化を図るため、原則として築年数が古い庁舎から順に、計画的に更新・改修を進める。

なお、災害時の連携強化や庁舎管理の効率化等の観点から、各庁舎の整備時期にあわせて単独で設置される健康福祉事務所は原則として地方合同庁舎と統合するほか、圏域外も含めて他の県有施設についても集約化により効果が発揮できるものについては、統合・集約化について検討する。

● 学校

高等学校における老朽校舎等の改築・大規模改修においては、県立高等学校の将来を見据えた検討を併せて進めていく中で、適正な規模を検討し、施設整備を行う。

特別支援学校においては、学校ごとの教室不足等の現状や児童生徒数等の動向等に留意しつつ、課題の解消に向けた適正な施設規模を検討し、施設整備を行う。

インフラ施設

県民の生活に密接に関連し、安全確保や利便性の向上に不可欠な施設であるため、求められる役割を切れ目なく果たすことができるよう、ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮しながら真に必要な投資へ重点化するとともに、時代とともに変化する社会の要請を踏まえた施設規模の適正化等を図ります。

＜具体的な取組内容＞

【道路施設】	修繕等の機会に施設の必要性を確認し、支障の無いものは撤去
【県営住宅】	長寿命化計画に基づき、集約建替や用途廃止を実施
【交通安全施設】	必要性の低下した施設の廃止、移設を検討し、総量を適正化

公営企業施設

将来にわたる収支バランスなどの経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を行います。

将来的な利用ニーズの動向などを踏まえ、施設・事業規模の最適化について検討を行うとともに、新技術の活用等により、施設の効率化が可能な場合などは施設配置の最適化などについても検討します。

＜具体的な取組内容＞

【工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設】	将来の水需要予測を踏まえて、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化を検討
------------------------	--

ウ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修

本方針期間だけでなく、20 年、30 年先を見据え、中長期的な観点で計画的な更新・改修の取組を進め、財政負担の平準化を図ります。

長寿命化対策の実施に当たっては、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理（修繕）」に取り組み、施設の性能・機能の保持・回復を図り、施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、計画的に行います。

老朽化が著しい施設については、箇所ごとに更新や改修の緊急性・必要性、投資効果、LCC（ライフ・サイクル・コスト）等を十分見極めながら、選択と集中の徹底を図り、限られた財源の中で、地方債や公共建築物等長寿命化等推進基金⁹も有効に活用し、また、個別に設けられている施設整備関連の基金の統合および今後の老朽化対策の財源としての活用も検討します。

（分野ごとの方針）

建築物

原則として令和 7 年度末時点で建築後 45 年以内かつ 500 m²以上の建物（長寿命化対象施設）において、適切な予防保全工事を行うことで、建物の目標使用年数を 65 年以上から 80 年以上へと伸ばし、老朽化対策費用の更なる縮減・平準化を実施します。

なお、具体的な対策は、「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づく「長期保全計画」を施設ごとに作成し、中長期的なトータルコストも把握した上で、計画的に実施します。

建築後概ね 50 年以上が経過し、老朽化等が深刻な施設（長寿命化対策を講じない施設）については、緊急性が高いものから優先的に事業化を図り、一律に建て替えるのではなく、原則、耐用年数評価を実施し、構造躯体が健全な施設¹⁰は大規模改修（フルリノベーション）¹¹の手法も含めて検討します。大規模改修（フルリノベーション）をした施設については、長寿命化対象施設として位置づけ、長寿命化対策を講じることで将来負担額を軽減しつつ、事業費の平準化を図ります。

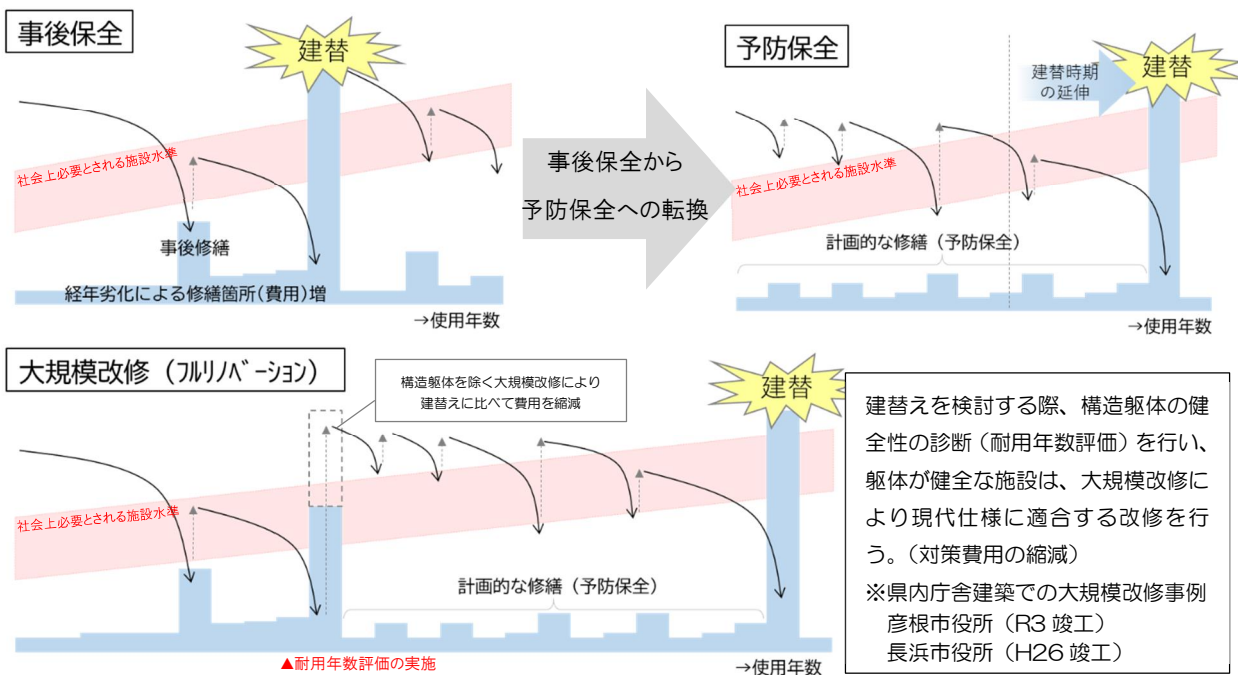
なお、防災面での機能強化や施設の複合化・狭隘化への対応が必要など、建替えでなければ課題解決が図れないようなものについては更新により対応します。

⁹ 建築物の修繕による長寿命化および改築等による更新を計画的に推進することを目的に平成 27 年 3 月に設置した基金

¹⁰ 躯体の残存耐用年数が概ね 60 年以上の施設をいう。

¹¹ 建物全体の物理的な不具合を直し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現代の要求水準まで引き上げる改修

(参考) 建築物における長寿命化の取組



(参考) 目標使用年数の延伸



インフラ施設・公営企業施設

計画的な更新・改修に当たっては、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた取組の推進を図ります。

既に長寿命化計画を策定し対策を実施している施設については、予防保全の実施を基本として、国等の基準による施設ごとに定めた対策により、長寿命化対策を進めます。

施設の更新に当たっては、施設の特性、ストック効果、緊急度等を踏まえて、重点化を図ります。また、LCCを低く抑えられ維持管理がしやすい構造とすることを念頭に置くとともに、実施時期の調整を行うことにより財政負担の縮減・平準化を図ります。

修繕に当たっては、利用条件や設置環境等の状況を再確認のうえ、合理的な対策を選択することにより、コスト縮減を図ります。

<具体的な取組内容>

【交通安全施設】	信号柱(鋼管柱)建柱の際の防食塗装の実施
【港湾施設】	施設点検により不具合箇所や劣化状況の早期の把握・修繕
【流域下水道施設】	ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な改築更新

工 維持管理の最適化、施設の有効活用

施設は、県民の皆さんの負担によって維持されており、利用者・納税者の方々に満足いただけるよう、経営的視点を取り入れながら、利用者目線に立ったサービスの向上や一層の効果的・効率的な維持管理（維持管理の最適化）を行っていく必要があります。

このため、民間活力を活用した低廉かつ良好なサービス提供など、行政サービス水準の維持向上を図りながら、施設の運営管理コストの縮減・適正化など効率的な運営管理を推進します。また、公共施設等を経営資源と捉え、資産として有効活用することによる新たな財源の確保を図ります。

（ア）維持管理の最適化

施設の管理コストや点検結果、修繕履歴等の情報を収集し、データベース化することで、不具合の早期把握や適時適切な修繕対応等に向けた活用を検討します。

また、施設の運営に当たっては、類似施設間のコスト比較、民間のノウハウや資金、人材の更なる導入など、経営的視点を取り入れながら、維持管理の最適化を図ります。

これら施設の維持管理や運営に当たっては、「滋賀県 DX 推進戦略」に基づき、ドローンや AI などの新技術も積極的に活用しながら、施設の維持管理の手法や運用を見直す検討を進めます。

（分野ごとの方針）

建築物

施設の整備（更新、新增設）計画立案時には特に、個別の施設ごとに LCC を把握した上で、その低減に向けて歳入確保・歳出削減、民間活力の活用等によるサービスの向上などを積極的に推進します。

公の施設の運営において一定の効果が表れている指定管理者制度¹²について、サービスや安全面でのモニタリングを強化するなど、県民の皆さんや指定管理者の声を踏まえ、制度運営の検証・改善を図り、より効果的に活用していきます。

インフラ施設

市町も含めた技術職員の不足や施設の老朽化等によるサービスの低下を防ぐため、効率的な運用と維持管理等に向けた検討を進めます。

また、「滋賀のグリーンインフラ¹³取組方針」による事例の横展開を図り、維持管理の最適化に努めるほか、「滋賀県 DX 推進戦略」に基づき、道路台帳の電子化やインフラ点検における新技術導入等により、効率的で効果的な維持管理を図ります。

¹² 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、民間事業者等が有するノウハウを活用し、サービスの向上と経費の削減を図っていく制度

¹³ 自然が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるためのインフラ整備（社会資本整備）や土地利用の考え方をいう。（道路植栽の維持管理の省力化に向けた地被植物の活用、びわこ地球市民の森における県民との協働による森づくりなど）

817 <具体的な取組内容>

818	【流域下水道施設・	将来にわたる住民サービスの確保や能登半島地震、埼玉県八潮市の道路
819	水道用水供給事業	陥没事故の発生を背景に、上下水道施設やその維持管理の重要性が再認
820	施設】	識されており、持続可能な上下水道経営に向けた組織のあり方について
821		検討するとともに、県と市町によるワーキンググループを発足し、施設の
822	【流域下水道施設】	点検・維持保全を含めた課題を共有し議論
823		適正な維持管理に向けた官民連携（ウォーターPPP）の導入などについて
824		検討

825 (イ) 施設の有効活用

826 環境、エネルギー、福祉、産業等に関する先駆的・先進的取組のモデルや社会実験の
827 場として、引き続き施設を有効に活用します。

828 また、投資と活用を一体的に考え、施設本来の効用の発揮による県民サービスの提供は
829 もとより、ネーミングライツ¹⁴や広告事業、余剰スペースの貸付けなど施設を活用した
830 歳入確保策についても積極的に推進します。

831 利活用の可能性がある資産については、県民の皆さんや国、市町、民間事業者など多
832 様な主体との協働・連携のもとで、具体的な利活用の方策を検討し、財産の有効活用を
833 図ります。なお、今後、利活用の可能性がない資産については、所在市町における利活
834 用の意向を踏まえた上で売却等を進め、歳入確保に努めます。

835 歴史的価値のある施設については、保存や次世代への継承の観点から有効活用を検討
836 します。

840 <参考> 建築物に係る経費の将来見込み

841
842 今後 30 年間の将来負担額の推計については、今年度策定の次期「滋賀県県有施設更新・
843 改修方針」を踏まえて記載予定

14 公共施設等の愛称を命名する権利、いわゆる「命名権」のこと。公共施設等の安定した運営を確立し、県民サービスの向上に寄与するための制度

857 (3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

858 施設マネジメントを効果的・効率的に推進していくため、固定資産台帳の施設情報を各種
859 分析に活用するほか、デジタル技術を活用した施設情報の集約化・共有化を検討します。

860 また、「公共施設等マネジメント会議」等を活用し、全庁的な推進体制の整備を図り、部
861 局間の情報共有や調整、計画の進捗管理、庁内関係課向けの研修会等を開催し、全庁的なス
862 キルの向上やノウハウの共有・蓄積を図ることにより、公共施設等の総合的かつ計画的な管
863 理を推進します。

864 その他、施設の有効活用等の観点から、市町や国の機関とも情報共有を図り、有機的な
865 連携に努め、ホームページ等を通じた情報発信や、オープンデータ化等により、利用者で
866 ある県民や民間事業者等にきめ細かく情報提供を図ります。

867 868 (4) SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組

869 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の取組を通じて、持続可
870 能な滋賀の実現と SDGs の達成を目指します。

871 872 (5) PDCAサイクルの実施方針

873 本方針で定めた内容について、総務部財政課財産活用推進室において、進捗状況や取組効
874 果を評価します。その結果については、県ホームページで公表することとします。また、公
875 共施設等を取り巻く環境（利用者の動向、施設の状況、県の財政状況、国の方針等）や施設
876 整備・管理手法の変化等にも柔軟に対応できるよう、適宜見直しを行います。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 4（2）「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」（P15）に基づき、各施設の適切な維持管理・修繕・更新等が行えるよう「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を定めます。
- 各施設の維持管理・修繕・更新等を行うに当たっては、施設類型ごとの長寿命化計画やこの基本的な方針に基づき、施設の安全性を確保することはもちろんのこと、施設のLCCが最小となるよう努めるとともに、施設特性を十分考慮した上で、効果的かつ効率的な維持管理の実現を図ることとします。

（建築物）

（1）庁舎等	27
（2）学校	30
（3）警察施設	33

（インフラ施設）

（4）道路施設	36
（5）河川管理施設	39
（6）港湾施設	41
（7）治水ダム	43
（8）砂防関係施設	45
（9）公園施設	47
（10）県営住宅	49
（11）農業水利施設等	52
（12）治山・林道施設	55
（13）交通安全施設	57
（14）その他施設	59

（公営企業施設）

（15）公営競技事業施設	61
（16）流域下水道施設	64
（17）工業用水道事業施設・ 水道用水供給事業施設	66
（18）病院	68

（地方独立行政法人）

（19）大学	70
--------	----

※施設数等について特別な記載のないものについては、令和7年度末（令和8年3月31日）現在
 ※施設概要に記載している想定耐用年数は、耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数をもとに設定しており、この年数を超えても使用に耐えられないというものではありません
 ※施設面積は少数一位を四捨五入しているため、合計値の一致しない箇所があります

(1)庁舎等

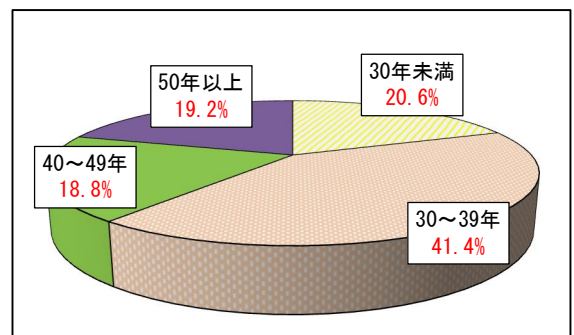
ア 施設概要

資産内訳	施設数	建物数	延床面積(㎡)
庁舎等	14	86	97,331
文化施設	5	81	105,283
社会体育施設	12	31	86,043
職員住宅等	16	58	23,868
産業関係施設	23	325	82,577
福祉関係施設	20	124	54,566
保健関係施設	11	71	27,057
教育施設	1	10	7,691
その他行政施設	39	199	126,952
計	141	985	611,368

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	52	378,842	62.0%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	53	89,272	14.6%
500㎡以上 1,000㎡未満	83	62,011	10.1%
500㎡未満	797	81,243	13.3%
計	985	611,368	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	159	126,153	20.6%
30年～39年	309	252,890	41.4%
40年～49年	278	114,940	18.8%
50年以上	239	117,385	19.2%
30年以上			79.4%
40年以上			38.0%

※ 想定耐用年数 50年



イ 施設の現状および課題

- 公の施設については、平成17年度から施設のあり方の検討に着手し、「公の施設見直し計画」に基づき、施設の廃止、移管・売却、抜本的見直し等の取組を進めてきた。
- また、指定管理者制度、PPP/PFIの導入など、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減の取組も進めてきた。
- こうした取組により、公の施設の量的な見直しや維持管理費の低減は一定進んだが、施設の老朽化は着実に進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が県政の大きな課題となっている。

【庁舎等】

県庁舎については、今後10年から20年の間に大規模な更新・改修を迎えることから一体的な検討が必要。地方合同庁舎については、築40年以上の建物が5割を超えており、長期的な視点に立ったマネジメントが必要である。

【職員住宅】

警察待機宿舎として相互利用して有効活用するなど、当面活用できる状況の施設もあるが、老朽化の進行や今後の需要を勘案し更新・大規模改修は行わず将来的に廃止を検討する。

【社会体育施設】

公の施設見直し計画に基づき、県・市町の役割分担を見直し、施設の市町への移管等を進めるとともに、令和7年度の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備を進めてきた。今後、施設の維持管理に関する財政負担が課題となっている。

【産業関係施設】

老朽化が進み、安全性の確保のための修繕費用等が増大している。温度安定性に問題があるなど検査に支障をきたしている施設もあり、更新等に係る財政負担が今後の課題となっている。

【福祉・保健施設】

平成18年度以降、施設の廃止や民間移管を進めてきたが、児童の入所施設を中心に老朽化が進み、修繕費用等が増大している。また、単独で設置されている一部の健康福祉事務所については、維持管理費用縮減の観点から、地方合同庁舎との統合に向けて検討を進める必要がある。

ウ これまでの取組

- 平成 25 年度からファシリティマネジメントの推進方針と進め方について、庁内での議論および施設調査等を通し全庁的な合意形成を図るとともに、平成 26 年度に「滋賀県県有施設利活用基本指針」を策定し、ファシリティマネジメントの取組を推進してきた。
- 具体的には、施設評価や、県有施設長寿命化ガイドラインに基づく長期保全計画の策定等を進めたほか、「公共建築物等長寿命化等推進基金」を設置した。
- 平成 27 年度には「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、施設の長寿命化や計画的な更新・改修、施設総量の適正化等に取り組んできた。
- 令和 3 年度にはこれまでの社会情勢等の変化を踏まえ、ユニバーサルデザイン化や CO₂ ネットゼロの推進に向けた視点等の追加をするなど、方針の見直しを行った。

エ 基本方針および取組方針

基本方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、施設総量の適正化、施設の長寿命化、施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

取組方針

(ア) 点検・診断等

- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性、施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。
- また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。
- 長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を作成する。

(イ) 安全確保

- 公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
- 各施設において、法令の要請等に対応した施設基準の確保を図る。
- 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。

(ウ) 耐震化

- 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な耐震化を図る。
- 昨今の災害発生状況を踏まえ、公共施設の防災機能の向上やレジリエンス強化が求められていることから、防災上重要な施設については高い耐震性の確保を図る。

(エ) 施設総量の適正化

- 更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他施設との集約化、大規模改修にあわせた減築等を徹底し、将来負担額の縮減に努める。
- 役割を終えて不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

(オ) 長寿命化

- 長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
- 「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

	(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等 - 施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。 - 施設の更新を検討する際は、建替えだけでなく、既存施設の活用が可能か検討するとともに、工学的な根拠として構造躯体の耐用年数評価を行い、構造躯体を除く全面改修（フルリノベーション）による対応を検討するなど、財政負担の縮減に配慮した整備手法の検討を行う。 - ネーミングライツや広告事業、余剰スペースの貸付けなど施設を活用した歳入確保策を推進するとともに、民間事業者をはじめ、多様な主体との協働・連携のもとで具体的な利活用の方策を検討し、財産の有効活用を図る。 (キ) ユニバーサルデザイン化の推進 - 障害の有無や、年齢、性別等を踏まえ、誰もが利用しやすい公共施設等の実現に向けて、物理的・人的制約等の理由で代替性が乏しく、整備の必要性・緊急性が高い施設から順次、エレベーター、トイレ等の改修を進める。 - 施設利用者の声を反映した施設整備の実現に向けて、構想・設計段階等から当事者参画の取組を推進する。 (ク) CO₂ ネットゼロの推進 - 県庁率先行動計画の一環として、施設の省エネ化を推進するため、長寿命化対策の観点では、空調設備の熱源機器や冷却塔をはじめとした機器の高効率化を進める。 - 施設の更新（建替）においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ設備を積極的に導入する。 - 環境省の地球温暖化対策計画や滋賀県 CO₂ ネットゼロ推進計画の改定等を踏まえ、県有施設の整備にあたっては、さらに高い省エネ性能の確保および再エネ設備の積極的な導入に向けた検討を進める。 (ケ) 県産材（木材）利用の推進 「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。 - 県の整備する公共建築物は、原則として県産材（びわ湖材）による内装木質化等を実施する。
--	--

930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945

(2)学校

ア 施設概要

資産内訳	学校数	建物数	延床面積(㎡)	児童・生徒数(R7.5.1現在)
高等学校(※)	45	1,772	616,595	28,865人
特別支援学校	16	260	101,584	2,416人
計	61	2,032	718,178	

※ 併設の中学校を含む

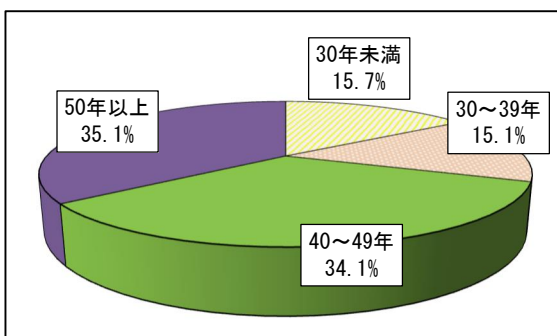
※ 分校舎は本校に含む

	高等学校			特別支援学校			計		
規模	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	39	155,614	21.7%	5	23,355	3.3%	44	178,969	25.0%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	151	261,465	36.4%	25	47,045	6.5%	176	308,510	43.0%
500㎡以上 1,000㎡未満	77	53,618	7.5%	25	17,646	2.4%	102	71,265	9.9%
500㎡未満	1,505	145,898	20.3%	205	13,538	1.9%	1,710	159,434	22.2%
計	1,772	616,595	85.9%	260	101,584	14.1%	2,032	718,178	100.0%

	高等学校			特別支援学校			計		
規模	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	314	81,345	11.3%	67	31,291	4.4%	381	112,636	15.7%
30年～39年	343	79,493	11.1%	76	28,556	4.0%	419	108,049	15.1%
40年～49年	674	215,493	30.0%	81	29,753	4.1%	755	245,246	34.1%
50年以上	441	240,264	33.5%	36	11,983	1.7%	477	252,247	35.1%
							30年以上	84.2%	
							40年以上	69.2%	

※ 想定耐用年数 50年

※ 四捨五入により合計が異なる場合がある



イ 施設の現状および課題

- 県立学校は校舎や体育館のほか、渡り廊下、自転車置場、倉庫など多様な建物で構成されており、築30年以上を経過した延床面積が84.3%を占めている。
- 既存施設の機能をできる限り長期に維持することが重要であるが、これらの建物にかかる老朽化が進行しつつあり、改修等による対応が課題となっている。
- 高等学校の生徒数については、将来大幅に減少することが見込まれる。
- 高等学校については、将来的に多くの学校で老朽化による校舎等の改築や大規模改修が必要になると見込まれ、その経費負担等が大きな課題となる。

ウ これまでの取組

【高等学校】

平成 24 年 12 月に策定した「滋賀県立高等学校再編実施計画」に基づき、平成 28 年 4 月に彦根西高校と彦根翔陽高校との統合により彦根翔西館高校が、長浜北高校と長浜高校との統合により長浜北高校がそれぞれ設置された。

また、学校施設の耐震化に併せて建物の必要性を検討し、学校内において機能的に代替可能な施設については廃止や減築に取り組んできた。

【特別支援学校】

在籍児童生徒数の増加が顕著であることから、令和 6 年 3 月に「滋賀県立特別支援学校教育環境整備方針」を策定し、大規模化・狭隘化対策として、学校の分離新設・教室の増築等を進めている。

エ 基本方針および取組方針

基 本 方 針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、施設総量の適正化、施設の長寿命化、施設の計画的な更新の 3 つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

取 組 方 針

（ア）点検・診断等

- 各種の法定点検を着実に実施するとともに、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を徹底し、劣化や不具合の状況を的確に把握する。
- 各種点検等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させる。
- 長寿命化対象施設については施設点検調査を実施し、経年劣化や維持管理の状況を踏まえた長期保全計画を策定する。

（イ）安全確保

- 学校施設の管理においては、児童生徒の安全確保を最重要事項として認識のうえ、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合には、速やかに安全確保のための措置を行う。
- 施設において、法令の要請等に対応した施設基準の確保を図る。

（ウ）耐震化

- 「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、平成 29 年度末までに耐震化を完了しており、対策の必要なし。

（エ）施設総量の適正化

- 将来的に見込まれる高等学校の生徒数の減少を見据え、適正な施設規模となるように総量適正化に向けた取組を進める必要がある。
- 高等学校における老朽校舎等の改築・大規模改修においては、県立高等学校の将来を見据えた検討を併せて進めていく中で、適正な規模を検討し、施設整備を行う。
- 特別支援学校においては、学校ごとの教室不足等の現状や児童生徒数等の動向等に留意しつつ、課題の解消に向けた適正な規模を検討し、施設整備を行う。

（オ）長寿命化

- 長寿命化対象施設については、「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき「長期保全計画」を策定し、中長期的かつ計画的に予防保全工事を実施することで長寿命化を図る。
- 長寿命化の対象外となる建物についても、「更新・改修方針」に基づく改修工事により、安全性、快適性、教育内容など時代に相応しい機能をできる限り長期に維持する。
- 「県有施設点検マニュアル」に基づく点検の実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行う。

（カ）施設の維持管理・更新、有効活用等

- 児童生徒の安全・安心や良好な学習環境を維持するため、長期保全計画に基づく予防保全工事や「更新・改修方針」に基づく改修工事、また、学校現場における日常的な修繕等を適切に実施する。
- 施設の更新を検討する際は、建替えだけでなく、既存施設の活用が可能な検討するとともに、工学的な根拠として構造躯体の耐用年数評価を行い、構造躯体を除く全面改修（フルリノベーション）による対応を検討するなど財政負担の縮減に配慮した整備手法の検討を行う。

	(キ) ユニバーサルデザイン化の推進 ・ 現在、順次各校のトイレ改修を進めており、引き続き、洋式化や多目的トイレの設置などに取り組んでいく。 ・ そのほか施設改修や修繕工事などの実施について、ユニバーサルデザインへの配慮を含め検討していく。 ・ 施設利用者の声を反映した施設整備の実現に向けて、構想・設計段階等から当事者参画の取組を推進する。 (ク) CO₂ ネットゼロの推進 ・ 県庁率先行動計画の一環として、施設の省エネ化を推進するため、長寿命化対策の観点では、空調設備の熱源機器や冷却塔をはじめとした機器の高効率化を進める。 ・ 施設の更新（建替）においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ設備を積極的に導入する。 ・ 現在、順次各校の照明設備のLED化を進めており、引き続き、LED化による省エネを推進する。 ・ 環境省の地球温暖化対策計画や滋賀県 CO₂ ネットゼロ推進計画の改定等を踏まえ、学校の整備にあたっては、さらに高い省エネ性能の確保および再エネ設備の積極的な導入に向けた検討を進める。 (ケ) 県産材（木材）利用の推進 ・ 「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。 ・ 県の整備する公共建築物は、原則として県産材（びわ湖材）による内装木質化等を実施する。
--	--

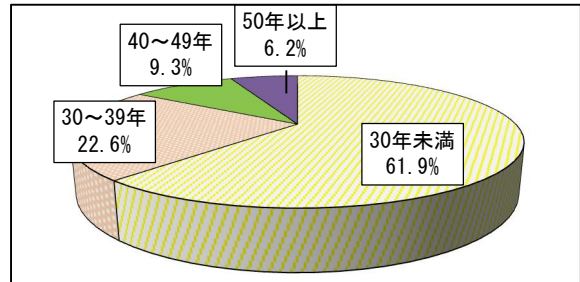
(3)警察施設

ア 施設概要

資産内訳	施設数	建物数	延床面積(㎡)
本部庁舎	1	7	28,701
執行隊等	11	50	17,928
警察署	12	112	42,257
交番・駐在所等	155	520	18,474
宿舍	37	124	25,619
計	216	813	132,979

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	7	53,248	40.0%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	23	33,888	25.5%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	16	11,380	8.6%
500 ㎡未満	767	34,463	25.9%
計	813	132,979	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	454	82,281	61.9%
30 年～39 年	231	30,048	22.6%
40 年～49 年	91	12,396	9.3%
50 年以上	37	8,254	6.2%
30 年 以上			38.1%
40 年 以上			15.5%



※ 想定耐用年数 50 年

(警察本部庁舎)



(大津北警察署)



(近江八幡警察署武佐交番)



イ 施設の現状および課題

- 県民の安全・安心を守るための警察活動の拠点となる施設として、県警察の本部である警察本部庁舎、各地域を管轄する警察署と本部執行隊庁舎、地域警察官の活動拠点として交番・駐在所および事件・事故等の対応に必要な待機要員のための警察官待機宿舍など大規模なものから小規模なもの、鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造と多種・多数の施設を管理している。

【警察署、交番・駐在所等】

- 警察署については、築 40 年以上の建物が 12 署中 5 署と 4 割を超えており、また、交番・駐在所についても、令和 8 年度以降 10 年間に 30 以上の建物が築 40 年以上となる。
老朽化は着実に進行しており、加えて、相談室、来訪者用のトイレ、エレベーター、女性職員が勤務するための設備がないなどの問題を抱える警察署・執行隊や交番・駐在所の建替・大規模改修に要する財政負担が大きな課題となっている。

【待機宿舍等】

- 昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築され、耐震性に問題がある老朽化した警察官待機宿舍は順次廃止しているが、事件・事故等に対応する待機要員のため一定数必要であることから、老朽化対策等に着手しているが、設備等の老朽化に加え、現在の生活様式にそぐわない施設も多く、建替や大規模改修に要する財政負担が課題となっている。

ウ これまでの取組

- これまでから、事件・事故の発生状況に応じて交番・駐在所設置の必要性を検討し、必要に応じて駐在所の交番化や施設の統廃合を行い、**財政負担の軽減を進めてきた**。
- 事件・事故等の対応に必要な待機要員のための警察官待機宿舍のうち、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築され、耐震補強を行っても建物、設備とも老朽化が著しい宿舍については、順次廃止している。
- 県有施設長寿命化ガイドラインに基づき、予防保全型の修繕に転換するなど具体的な長寿命化対策に取り組んできたところ。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
	「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、施設総量の適正化、施設の長寿命化、施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。
取組方針	
(ア) 点検・診断等	- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を実施し、劣化や不具合の進行可能性、施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。 - また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。 - 長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負担（気候、天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を策定する。
(イ) 安全確保	- 施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。 - 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。
(ウ) 耐震化	警察本部が管理する庁舎・交番・駐在所・宿舎は耐震化が完了しており、対策の必要なし。
(エ) 施設総量の適正化	- 今後の事件・事故等の発生状況、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、必要性等を踏まえ、施設の統合・廃止等を継続的に実施する。 - 統廃合等で不要となった施設は、民間への売却など適切な処分を行うなど、計画的に除却等を進める。
(オ) 長寿命化	- 長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の建物ごとに「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。 - 長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。 「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 施設の安全性や業務に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 施設の更新（建替・改修）については、事件事故等の発生状況を踏まえつつ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図り、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。 - 施設の更新を検討する際は、建替えだけでなく、既存施設の活用が可能か検討するとともに、工学的な根拠として構造躯体の耐用年数評価を行い、構造躯体を除く全面改修（フルリノベーション）による対応を検討するなど財政負担の縮減に配慮した整備手法の検討を行う。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	高齢者や障害のある方でも不自由なく来庁してもらえるよう必要箇所については、ユニバーサルデザイン化を推進していく。

	(ク) CO₂ ネットゼロの推進 - 県庁率先行動計画の一環として、施設の省エネ化を推進するため、長寿命化対策の観点では、空調設備の熱源機器や冷却塔をはじめ、給排水設備におけるポンプ等の高効率化を進める。 - 施設の更新（建替）においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ設備を積極的に導入する。 - 環境省の地球温暖化対策計画や滋賀県 CO₂ ネットゼロ推進計画の改定等を踏まえ、県有施設の整備にあたっては、さらに高い省エネ性能の確保および再エネ設備の積極的な導入に向けた検討を進める。 (ケ) 県産材（木材）利用の推進 「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。 - 県の整備する公共建築物は、原則として県産材（びわ湖材）による内装木質化等を実施する。
--	--

1023

1024

(4)道路施設

ア 施設概要

資産内訳	数 量
道路延長	2,269km(実延長)
橋梁	3,054
トンネル	52
舗装	22,601 千㎡(舗装面積)
シェッド	10
大型カルバート	8
横断歩道橋	35
門型標識	10

(橋梁)

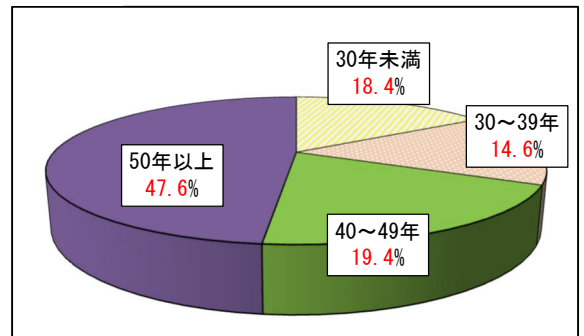
規 模	橋数	構成比
100m以上	155	5.1%
50m以上 100m未満	142	4.7%
15m以上 50m未満	655	21.4%
15m未満	2,102	68.8%
計	3,054	100.0%

(トンネル)

規 模	本数	構成比
1,000m以上	8	15.4%
500m以上 1,000m未満	10	19.2%
100m以上 500m未満	29	55.8%
100m未満	5	9.6%
計	52	100.0%

	橋 梁		トンネル	
築年数	橋数	構成比	本数	構成比
30年未満	447	18.4%	25	48.1%
30年～39年	355	14.6%	6	11.5%
40年～49年	472	19.4%	4	7.7%
50年以上	1,159	47.6%	17	32.7%
30年以上	81.6%			
40年以上	67.0%			

(橋梁)



※ 橋梁は建設年次不明となっている 621 橋を除く
 ※ 想定耐用年数(2m以上の橋梁:50年)

(橋梁)



(トンネル)



(シェッド [覆道])



雪崩や落石、土砂崩れから道路や線路を守るために作られた、トンネルに類似の形状の防護用の建造物

イ 施設の現状および課題

- 今後、橋梁等の老朽化が急速に進行すると予想され、更新時期を迎える近い将来には、更新に要する費用が財政運営を圧迫するといったことが懸念される。
- そのため、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替等に要する費用に対し、可能な限りのコスト削減を行うため、損傷が大きくなってから対策を行う「事後保全」から損傷が大きくなる前にきめ細やかな修繕を繰り返す「予防保全」に転換し、橋梁の長寿命化を図り、維持管理コストを削減する必要がある。
- また、舗装路面についても、利用者の安全性確保のため、日常点検を実施のうえ必要に応じて補修を行っているが、わだちや穴ぼこ等による管理瑕疵事故の発生や舗装の劣化や騒音等による県民からの苦情・要望が多いため、他の道路施設と同様に、予防保全への転換や新技術等の活用により維持管理コストを削減する必要がある。

1057

1058

ウ これまでの取組

日常的維持管理	除草、植栽管理、路面清掃、除雪、パトロール等
舗装	H17～ 路面性状調査実施 H25 舗装補修ガイドライン策定 H26 舗装修繕計画策定 R2～舗装簡易診断機器による調査実施
橋梁（橋長15m以上）	H17～ 点検実施（簡易、詳細） H23 長寿命化修繕計画策定（コスト縮減、平準化） H24～ 計画的な修繕の実施 R4長寿命化修繕計画策定
橋梁（橋長15m未満）	H25～ 点検実施 H27、28 長寿命化修繕計画策定 R4長寿命化修繕計画策定
定期点検	H26～H30 橋梁、トンネル、シェッド、カルバート、横断歩道橋、門型標識の1巡目法定点検完了 R1～ 2 巡目点検開始 R6～3巡目点検開始
トンネル	H18～ 点検実施、必要に応じ修繕を実施 H30 修繕計画策定 R5修繕計画改定 R6修繕計画改定
道路付属物	（横断歩道橋、大型カルバート・シェッド等、門型標識等） R4修繕計画策定 R5修繕計画改定 R6修繕計画改定

1059

1060

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
【橋梁】 - 橋長 2m 以上の橋梁は、長寿命化修繕計画（令和7年6月一部改訂）に基づき、予防保全の考え方を取り入れ、適切な時期に対策を行うことで将来の更新や維持管理に係る経費の平準化を図る。 - H26 年に定期点検が義務化されており、年次計画に基づき、点検・診断を行い、適切な維持管理を行っていく。 - 新技術の活用や管理橋梁の統廃合、発注方法の改善など、新たな視点でのコスト縮減、管理の効率化を検討する。 【トンネル】 - 定期点検により施設の状況を把握し、修繕計画に基づき、適切な維持管理を行っていく。	
取組方針	
（ア）点検・診断等 - 橋梁、トンネル、シェッド・カルバート、横断歩道橋、門型標識については、道路法施行規則の改正を受け、5 年に一度近接目視による点検を行い、劣化状況や不具合状況を的確に把握し、評価（診断）を行うとともに、データベースシステムの活用により点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、「メンテナンスサイクル」を確立する。 - その他の施設についても、施設を常に良好な状態に保つよう施設の状況を把握し、不具合の早期発見・早期対応を行うため道路パトロールによる日常点検を実施する。 - 点検業務において、点検支援技術性能カタログ（国土交通省道路局）に掲載された新技術の活用を推進する。	
（イ）安全確保 県民の命と暮らしを守るため、老朽化する施設について適切に点検・診断を実施し、計画的な維持管理を行うとともに、危険性が認められた場合、速やかに安全確保のための措置を行う。	
（ウ）耐震化 「滋賀県橋梁耐震補強計画」に基づき、対象となる施設の耐震化を図る。	
（エ）施設総量の適正化 - 修繕等の機会に施設の必要性を確認し、支障の無いものは撤去を行う。 - 旧道引渡しにあたって、不要施設の撤去が引渡しの障害とならないよう、あらかじめ確認・合意を早期に行い、円滑な引渡しに努める。	

1061

1063

	(オ) 長寿命化
	【橋梁】 - 橋長 2m 以上の橋梁については、点検結果を反映した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、中長期的かつ計画的に予防保全を実施し、長寿命化を図る。 【トンネル】 - 橋梁と同様に、点検結果を反映した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、中長期的かつ計画的に予防保全を実施し、長寿命化を図る。
	(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等
	パトロール・除草・除雪などの恒常的な維持管理や、点検結果を反映した修繕計画に基づく計画的な維持管理により、安心・安全な道路環境を確保する。
	(キ) ユニバーサルデザイン化の推進
	「近江の道づくりマニュアル（案）令和 7 年 7 月」に基づき、歩道等の整備を推進する。
	(ク) CO₂ ネットゼロの推進
	老朽化した道路照明灯を LED 灯具に更新することで、省エネ化により CO₂ 排出量の削減を図る。
	(ケ) 県産材（木材）利用の推進
	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

1064
1065
1066
1067
1068
1069
1070
1071
1072
1073
1074
1075
1076
1077
1078
1079
1080
1081
1082
1083
1084
1085
1086
1087
1088
1089
1090
1091
1092

(5)河川管理施設

ア 施設概要

資産内訳	施設数
可動堰	5
水門	2
樋門	11
浄化施設	4
サイフォン	1
調整池ポンプ	2
除塵機	1
管理橋	57
計	83

規 模	施設数	構成比
10 年未満	1	3.8%
10 年～19 年	1	3.8%
20 年～29 年	10	38.5%
30 年～39 年	12	46.2%
40 年以上	2	7.7%
計	26	100.0%
30 年以上		53.9%

※ 施設数に管理橋は含まない。

※ 想定耐用年数(矢板護岸、管理橋除く) 40 年

(可動堰)

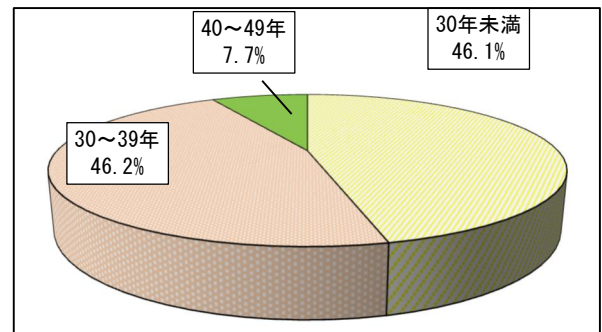


ひもん
(樋門)



堰は、水をせき止める目的で河川や湖沼などに設けられる構造物。可動堰は、水位調節のために、門扉など一部または全部を動かすことができる堰

堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門または樋管と呼び、箱形等の構造の場合で規模の大きなものを樋門と呼ぶ。



イ 施設の現状および課題

- 戦後は災害復旧事業を主として、昭和 47 年から琵琶湖総合開発に関連して、平成 9 年の河川法改正後は河川整備計画により河川整備を行い、これらにより施設の整備が行われた。
- 約 **9 割**が建設後 20 年以上(想定耐用年数の半分)経過しており、今後、施設の老朽化が進み、補修や更新等の維持管理経費が増大することが予想される。
- 平成 28 年度に長寿命化計画策定を行い、施設の健全度の評価基準や施設の修繕・更新等の優先順位の判断基準等の基本方針に基づき、必要予算の縮小化、平準化を図っている。

ウ これまでの取組

【H19 年度】

- 「効果的な・効率的な河川の維持管理の実施について」(国土交通省通知)を受け、治水上重要な築堤河川を各管内で 1 河川モデル河川として選定し、直営による巡視点検を試行。その後、管内版河川維持管理計画(案)を策定

【H24 年度】

- 国が「河川砂防技術基準維持管理編【河川編】」および「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領案」を策定したことに伴い、管内版河川維持管理計画を改訂。
- 県が管理する河川を委託による巡視点検区間と職員直営による巡視点検区間に区分し、職員直営による河川巡視点検マニュアルを策定

【H28 年度】

- 長寿命化計画を策定

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
	- 施設の特性を踏まえた点検を定期的に行い、施設の現状把握と機能維持に努める。 - 長寿命化計画に基づき、維持管理・修繕・更新を適切に実施し、また、適宜、施設総量の見直しや計画的更新等により財政負担の平準化を図る。
取組方針	
(ア) 点検・診断等	施設の点検を一定の基準に基づいて実施し、評価結果に基づき、適切な時期に必要な対策を行い、点検の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検に活用する。
(イ) 安全確保	- 管理者による定期的な点検を実施することにより、施設の健全性を確認し、危険性の有無を適切に把握する。 - 施設の損傷等が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
(ウ) 耐震化	耐震化対策については、施設の長寿命化のための修繕・更新時と同時に実施するなどトータルコストの縮減に努める。
(エ) 施設総量の適正化	河川管理施設は、設置場所や背後地の土地利用の状況に密接に関わるため、統合や他の施設による代替ができないことから施設総量の適正化にはなじまないが、既存の施設の適切な維持管理・更新等に努める。
(オ) 長寿命化	施設の劣化等の状況を的確に把握し、ライフサイクルコストを考慮し、予防保全の観点から必要な対策を講じるとともに、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 施設の安全性や施設の機能に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕・更新等を実施する。 - 施設の更新については、施設の特性、費用対効果、緊急度等を踏まえて、更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図るとともに、個別施設計画を策定し、河川管理施設等の特性を踏まえつつ、戦略的・計画的・効率的な維持管理・修繕・更新に努める。 - 電気機械設備等の点検については、専門の技術者を有する企業に委託し、引き続き民間の技術力を活用する。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	—
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	- 既存施設の適切な維持管理・更新により施設の耐用年数を延命化することで資材製造時のCO₂排出の低減を図る。 - 使用資材について、カーボンリサイクル・マテリアル産業におけるコンクリートや金属などの各種素材で脱炭素化資材の使用を検討・推進する。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

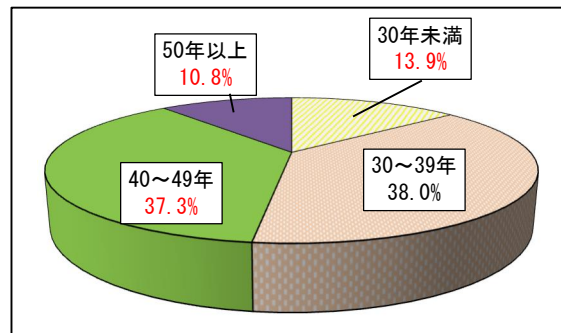
(6)港湾施設

ア 施設概要

資産内訳	施設数
水域施設	8
外郭施設	48
係留施設	48
臨港交通施設	8
その他施設	60
計	172

港湾名	指定日	備考
大津港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
彦根港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
長浜港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
竹生島港	S42.3.17	—

築年数	施設数	構成比
30年未満	22	13.9%
30年～39年	60	38.0%
40年～49年	59	37.3%
50年以上	17	10.8%
計	158	100.0%
30年以上		86.1%
40年以上		48.1%



※ 整備年度不明の施設を除く。

※ 想定耐用年数 50 年

(外郭施設)



港湾区域内の水面の静穏の確保、港湾周辺地域を防護する施設
(防波堤、護岸等)

(係留施設)



船舶の係留、貨物・船舶の揚陸、旅客の乗降の用に供する施設
(浮桟橋、物揚場、船揚場等)

イ 施設の現状および課題

- 昭和 47 年から平成 9 年まで実施された琵琶湖総合開発事業による水資源開発公団の整備（彦根港、長浜港、竹生島港）や総合開発事業に合わせて施設が整備（大津港）された。
- 現状のまま推移した場合、施設全体（158 施設）のうち、築 50 年以上の施設が 10 年後に約 50% 程度、20 年後に約 90% 程度へと増加する見込み（整備年度不明の施設を除く）
- 県管理港湾は湖上観光が主であり、現在の利用状況・施設規模を維持するため、今後の維持管理経費の増大が課題となっている。

ウ これまでの取組

- 平成 23 年度および平成 24 年度に重要度の高い施設（防波堤、桟橋など）について現況調査をして維持管理計画を策定、その後、平成 27 年度に護岸の維持管理計画、平成 28 年度には上記以外の施設のうち維持管理計画が必要な施設について計画の策定を順次進めてきた。
- 令和 6 年度には、今後の大津港の目指す姿を描く「大津港活性化・再整備基本構想」を策定。今後は基本構想の実現に向けた施設の再整備等に取り組む。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
	港湾維持管理計画に基づき、施設の点検、施設の補修、施設の計画的な更新により、現在保有する施設の有効活用を基本に、将来の更新や維持管理に係る経費の平準化を図る。
取組方針	
(ア) 点検・診断等	- 維持管理計画が必要な港湾施設について、最新の維持管理計画に沿って施設の点検を実施する。 - 維持管理計画対象外施設についても、指定管理者による日常点検を中心として、施設の点検を実施する。
(イ) 安全確保	管理者による定期的な点検と維持管理計画に沿った点検・診断を実施することにより、施設の健全性を確認し、危険性の有無を適切に把握する。
(ウ) 耐震化	「滋賀県地域防災計画」に基づき、対象となる港湾施設の耐震化を進めており、大津港および彦根港の岸壁耐震化等を図った。今後は、現在取り組んでいる長浜港の岸壁耐震化に加え、広域湖上輸送拠点としての役割が果たせるような施設整備を検討する。
(エ) 施設総量の適正化	滋賀県地域防災計画での広域湖上輸送拠点としての位置づけ、また観光上の重要性から、民間での代替えは不可能なため、総量縮小にはなじまない。しかし、不用施設等が発生した場合は他用途への転用や撤去等を計画的に進める。
(オ) 長寿命化	維持管理計画に基づく施設の点検等の実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・修繕を行うことで、設計供用期間中の健全性を確保するとともに、可能な限り長寿命化を図る。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 策定した維持管理計画に沿った管理者による定期的な点検を実施することで、ライフサイクルマネジメントに基づく合理的かつ効果的な修繕を行いながら、港湾施設の維持を図っていくこととし、施設の健全性を確認しつつ、維持管理費の平準化に努める。 - 大津港において指定管理者制度を導入しているが、緑地空間や既存施設の有効活用を図るために民間活力のさらなる導入を検討する。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	利用時に配慮が必要な施設がないか、ユニバーサルデザインの視点をもって施設点検時に確認し、整備・改修の際に施設のユニバーサルデザイン化を図る。
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	関西夏のクールチョイスに賛同し、港湾において消費電力が大きい施設について、夏季における計画的な運転時間の削減等を行い、使用電力の低減を図る。施設の更新（建替）においては、施設の省エネ化を推進するため、照明のLED化に取り組むほか、給排水設備の更新時等に機器の高効率化を進めるとともに、再エネ設備を積極的に導入する。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

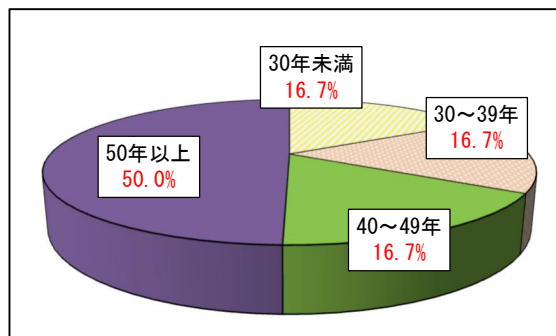
(7)治水ダム

ア 施設概要

資産内訳	箇所
治水ダム	6

ダ ム 名	余呉湖	日野川ダム	石田川ダム	宇曽川ダム	青土ダム	姉川ダム
位 置	長浜市余呉町	蒲生郡日野町	高島市今津町	東近江市平柳町 愛知郡愛荘町	甲賀市土山町	米原市曲谷
運用開始年月 (経過年)	1960 年 7 月 (65 年)	1966 年 4 月 (60 年)	1970 年 4 月 (56 年)	1980 年 4 月 (46 年)	1988 年 4 月 (38 年)	2002 年 4 月 (24 年)
ダム型式	自然湖	グラベルフィル・ アース	ロックフィル	ロックフィル	ロックフィル	重力式 コンクリート
総貯水容量 (千 m^3)	14,700	1,038	2,710	2,900	7,300	7,600

築年数	ダム数	構成比
30 年未満	1	16.7%
30 年～39 年	1	16.7%
40 年～49 年	1	16.7%
50 年以上	3	50.0%
30 年 以 上		83.3%
40 年 以 上		66.7%



※ 半永久施設(電気・電気通信設備は除く)

(治水ダム)



治水目的(洪水調節)を有するダム。ダム放流量を制御しながらダム貯水池に洪水の一部をためることで、ダム下流での洪水被害を軽減する。

イ 施設の現状および課題

- 各ダム下流域の県民財産・生命を守るためには、ダム機能の維持は最重要課題である一方で、ダム機能を維持するために必要な設備には、耐用年数超過等、健全度が低いと診断される設備がある。
- ダム機能の維持にはこれらの設備を適正に更新改良する必要があるが、設備の更新改良には大きな費用がかかるため、長寿命化計画を策定し、必要予算の縮小化・平準化を図る必要がある。

ウ これまでの取組

- ダム機能維持のための県単費による維持補修工事や、国庫補助による堰堤修繕・改良、情報基盤整備等を行っている。
- 平成 25 年度から 3 ヶ年計画で策定したダム長寿命化計画について、令和 5 年度から 7 年度の 3 ヶ年で、新技術の活用およびコスト縮減を検討したうえで更新した。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
ダムごとに策定する「長寿命化計画」および6ダムをとりまとめた「滋賀県治水ダム長寿命化計画」に基づき更新改良、維持補修に係る経費の縮小化・平準化を図る。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	ダム操作規則に定める日常・定期点検を実施するとともに、3年ごとに実施するダム定期検査においても維持管理状況を確認する。
(イ) 安全確保	ダム操作規則に定める日常・定期点検を実施し、危険な箇所が発見された場合は、速やかに補修するとともに、3年ごとに実施するダム定期検査においても、直ちに改修・結果観察等検査結果をランク分けし、適切に補修改修していく。
(ウ) 耐震化	必要箇所について順次耐震照査を実施していく。
(エ) 施設総量の適正化	—
(オ) 長寿命化	ダム機能を維持しながら施設の使用期間の延伸を図り、将来の財政負担の平準化を計画的に進める必要があることから、従来の施設や設備に不具合や故障が発生した段階で事後に対応する「事後保全」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全」に転換を図り、ダム施設の長寿命化やトータルコストの縮減を図る。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 長寿命化計画に基づき計画的に修繕・更新を実施する。 - 大規模改修については、補助事業であるダムメンテナンス事業により改良更新を図る。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	必要箇所についてユニバーサルデザイン化を順次推進していく。
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	- 小水力発電設備の効果的運用を継続していく。 - LED 灯をはじめとする高効率機器を積極的に導入する。 - 再エネ設備を積極的に導入する。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

(8)砂防関係施設

ア 施設概要

資産内訳	施設数
砂防設備	5,838
地すべり防止施設	17
急傾斜地崩壊防止施設	360
計	6,215

築年数	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地防止施設	計	構成比
30年未満	650	1	134	785	21.2%
30年～39年	701	5	92	798	21.5%
40年～49年	644	2	55	701	19.0%
50年以上	1,366	8	41	1,415	38.3%
			30年以上		78.8%
			40年以上		57.2%

※ 各施設において築年数不明のものは除外している。(計 2,516 施設)

※ 想定耐用年数 80 年

(砂防堰堤)



土石流が発生する恐れのある地域において、土砂災害から人家や公共施設を守るため、砂防えん堤や護岸工などの砂防施設を整備

(地すべり防止施設)

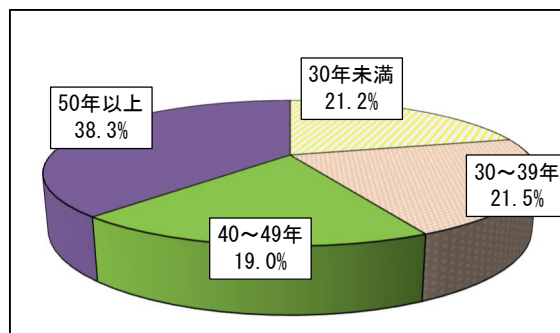


地すべりが発生する恐れのある地域において、地すべりによる被害から人家や公共施設を守るため、排水施設、擁壁(ようへき)などの地すべり防止施設を整備

(急傾斜地崩壊防止施設)



急傾斜地とは、傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域をいう。このような区域ではがけ崩れなどが発生する恐れがあり、がけ崩れによる被害から人家や公共施設を守るため、擁壁、落石防護柵、法枠工などの施設を整備



イ 施設の現状および課題

【現状】

- 県内の砂防関係施設は約 6,200 施設と膨大な数がある。
- 今後は建設後 50 年以上となる施設が急増する見込み
(20 年後には施設の 79%となる R7 年 38.3% → R27 年 78.8%)

【課題】

- 今後、劣化予測の考えを取り入れた長寿命化計画へ改定を行うにあたり、施設の修繕を事後保全から予防保全へとすることでさらなるライフサイクルコストの縮減を行う。
- 想定耐用年数を超過する施設が増える中、予算の平準化を図ることができる実行性のある計画を策定することが課題。

ウ これまでの取組

- 平成 30 年度に滋賀県砂防関係施設長寿命化計画を策定。
- 令和元年度より長寿命化計画に基づいた砂防関係施設の維持修繕工事を実施。
- 令和 7 年度までにライフサイクルコストを考慮して劣化予測の考えを取り入れた長寿命化計画に改定する予定。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
非常に多くの施設があり、今後、施設の老朽化が進む中、ライフサイクルコストの縮減、更新時期の平準化、予算やニーズに応じた選択と集中など、中長期的な維持管理計画の策定が必要である。そのため、長寿命化計画を策定し、その計画に沿って、施設の点検、修繕、改築、更新を計画的、重点的に実施する。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	施設の健全度が効率的に把握できるよう、長寿命化計画策定作業の中で点検計画を策定し、点検を実施する。
(イ) 安全確保	定期点検等により高い危険性が認められた場合は、速やかに安全確保の措置を行う。
(ウ) 耐震化	施設は基本的に耐震性能を有しているが、施設が損傷し、耐震性能が大きく低下している施設があれば、対策を実施する。
(エ) 施設総量の適正化	代替性がないため、統廃合の予定はない。
(オ) 長寿命化	砂防関係施設が長期にわたり、その機能および性能を維持・確保するため、長寿命化計画を策定し、計画に沿った維持管理等を行うことにより長寿命化を図る。計画は必要に応じて適宜見直す。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 除木、堆積土砂撤去等、日常的な維持管理は、今までどおり適時・適切に実施する。 - 長寿命化計画に基づく修繕等は、施設の健全度評価、保全対象との位置関係、施設の重要度等により優先度を検討し、優先度の高い施設から対策を実施する。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	—
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	施設の効果が確実に発揮されるよう適切に維持管理を行うことで、土砂災害による被害の防止軽減を図り、復旧復興に係る社会経済活動に伴う CO₂ 排出の緩和に貢献する。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

1264
1265
1266
1267
1268
1269
1270
1271
1272
1273
1274
1275
1276
1277

(9)公園施設

ア 施設概要

資産内訳	尾花川 公園	びわこ 文化公園	春日山 公園	びわこ地球 市民の森	奥びわ スポーツの森	湖岸緑地 (16 地区)	彦根総合 スポーツ公園	計
当初開設年度 (経過年数[R7 年度])	S29 (71 年)	S55 (45 年)	H13 (24 年)	H14 (23 年)	S62 (38 年)	S55 (45 年)	R5 (2 年)	
箇所数								
園路広場(木橋、デッキ等)	8	117	42	46	45	649	26	933
修景施設(花壇、噴水等)	7	83	3	9	30	74	85	291
休養施設(四阿、パーゴラ等)	16	107	87	85	123	1,192	12	1,622
遊戯施設(遊具)	7	9	12	15	7	31	3	84
運動施設(コート、ネット等)	-	-	9	-	56	37	2	104
便益施設(MI、駐車場等)	2	25	13	29	12	195	9	285
管理施設(標識、照明灯等)	71	527	236	406	288	3,669	303	5,500
その他公園施設	6	91	11	18	-	84	1	211
計	117	959	413	608	561	5,931	441	9,030

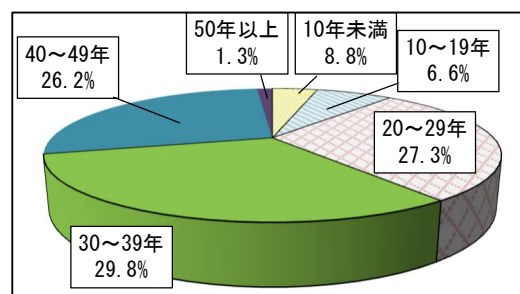
※公園施設長寿命化計画策定指針（H30 年 10 月）の施設分類による。

建設後年数 (R7年度現在)	施設数	構成比	施設数 (木製)	構成比	施設数 (鋼製)	構成比	施設数 (コンクリート 製)	構成比	施設数 (その他)	構成比
10 年未満	793	8.8%	75	9.5%	395	49.8%	214	27.0%	109	13.7%
10 年～19 年	592	6.6%	188	31.8%	224	37.8%	112	18.9%	68	11.5%
20 年～29 年	2,468	27.3%	781	31.7%	962	39.0%	571	23.1%	154	6.2%
30 年～39 年	2,693	29.8%	615	22.8%	1,152	42.8%	676	25.1%	250	9.3%
40 年～49 年	2,366	26.2%	655	27.7%	593	25.1%	919	38.8%	199	8.4%
50 年以上	118	1.3%	5	4.2%	51	43.2%	49	41.5%	13	11.0%
計	9,030	100.0%	2,319	25.7%	3,377	37.4%	2,541	28.1%	793	8.8%
30 年以上		57.3%								
40 年以上		27.5%								

あずまや
(四阿)



(遊具)



イ 施設の現状および課題

【現状】

- 県が管理する都市公園は7公園（308.66ha）。その内4公園で開設30年を超えている。
- 公園利用者が安全に安心して公園を利用できるよう、計画的に施設の更新・修繕を行う必要があるため、平成25年度に「滋賀県公園施設長寿命化計画」を策定。以来、各公園において概ね5年毎に長寿命化計画の再調査を実施し、計画を更新している。

なお、彦根総合スポーツ公園については、施設全体の整備が完了した後に公園全体の長寿命化計画を策定する予定である。また、従前から公園内に設置されている野球場については、施設単独の長寿命化計画（個別施設計画）を有していることから、公園全体の長寿命化計画が策定されるまでの間は公園施設ではなく、建築物（庁舎等）の位置づけで適正な維持管理を行うこととする。

【課題】

- 老朽化施設に対する安全対策の強化や修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法での取組を図る必要があるが、施設の更新等のための財政負担が課題となっている。

ウ これまでの取組

【H25 年度】

- ・ 公園施設長寿命化計画を策定

【H26 年度】

- ・ 公園施設長寿命化計画に基づく、公園施設の修繕工事に着手

【H27 年度】

- ・ 公園施設長寿命化策定指針（H24.4 国土交通省策定）に対応するため、「奥びわスポーツの森」公園施設長寿命化計画の見直しを実施

【H30 年度～R7 年度】

- ・ 県営6公園において、5 年毎に行う公園施設長寿命化計画の見直しを実施

エ 基本方針および取組方針

基 本 方 針

公園利用者の安全性の確保およびライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕や改築を計画的に実施し、指定管理者との情報共有に努め、長寿命化計画の進行管理を行っていく。

取 組 方 針

（ア）点検・診断等

- ・ 遊具については、国土交通省が策定する「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき日常点検および定期点検を実施し、健全度を診断する。
- ・ その他の公園施設については、公園管理者による巡視において確認を行う。

（イ）安全確保

- ・ 点検や診断等により公園施設に不具合が見受けられた場合は、緊急的な修繕や改築を実施することとし、速やかに修繕や改築を実施できない施設については、使用禁止等の必要な措置を講じる。

（ウ）耐震化

- ・ 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、対象となる県有施設の耐震化を図る。

（エ）施設総量の適正化

- ・ 利用頻度の少ない公園施設については、修繕や改築等の計画時に合わせて廃止についても検討する。

（オ）長寿命化

- ・ 滋賀県公園施設長寿命化計画に基づき、修繕や改築等を計画的に実施する。

（カ）施設の維持管理・更新、有効活用等

- ・ 公園施設の種別ごとに予防保全型、事後保全型の管理分類を設定し、計画的に修繕や改築を実施する。
- ・ 指定管理者制度・設置管理許可制度・公募設置管理制度（Park-PFI）等の制度の積極的な活用を推進し、民間事業者等の参画を推進し、民間との連携による公園の活性化を推進する。

（キ）ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 高齢者や障害者、子ども等の社会的弱者が適切に利用できるよう、公園のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化やアクセス改善等、必要な再整備や利用者支援の取り組みを推進する。

（ク）CO₂ ネットゼロの推進

- ・ 公園施設の修繕や改築等を行う際に照明の LED 化を進め、CO₂ 排出量の削減に取り組み、省エネルギーを通じた脱炭素化を推進する。

（ケ）県産材（木材）利用の推進

- ・ 木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。
- ・ 県の整備する公共建築物は、原則として県産材（びわ湖材）による内装木質化等を実施する。

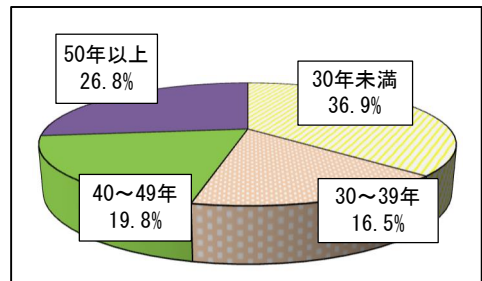
(10)県営住宅

ア 施設概要

資 産 内 訳	建物数	戸数
県営住宅(41団地)	156	2,866

規 模	建物数	戸数	構成比
3,000 ㎡以上	3	253	8.8%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	74	1,981	69.1%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	24	309	10.8%
500 ㎡未満	55	323	11.3%
計	156	2,866	100.0%

築年数	建物数	戸数	構成比
30 年未満	44	1,057	36.9%
30 年～39 年	25	473	16.5%
40 年～49 年	34	567	19.8%
50 年以上	53	769	26.8%
30 年 以 上			63.1%
40 年 以 上			46.6%



※ 想定耐用年数 簡易耐火造平屋建 30 年
 準耐火造住宅等 45 年
 中層耐火造住宅等 70 年

(県営住宅一覧)

所在市町	団地名	戸数	所在市町	団地名	戸数	所在市町	団地名	戸数
大津市	朝日が丘団地	116 戸	近江八幡市	西本郷団地	24 戸	甲賀市	古城が丘団地	24 戸
	神領団地	441 戸		鷹飼団地	144 戸		北脇団地	30 戸
	栗林団地	30 戸	東近江市	今堀団地	107 戸	高島市	信楽団地	30 戸
	石山団地	148 戸		大森団地	60 戸		弘川団地	30 戸
	石山南団地	180 戸		沖野原団地	90 戸		平ヶ崎団地	66 戸
	石山東団地	58 戸		春日団地	32 戸		拝戸団地	23 戸
	一里山団地	18 戸		陽ノ丘団地	68 戸		安井川団地	78 戸
彦根市	八坂団地	42 戸	草津市	矢倉団地	60 戸	(新庄寺団地)		
	芹川団地	24 戸		渋川団地	112 戸			
	東沼波団地	21 戸	守山市	久保団地	90 戸			
	開出今団地	132 戸		石田団地	30 戸			
長浜市	新庄寺団地	64 戸	栗東市	川辺団地	123 戸			
	日之出団地	14 戸		小平井団地	54 戸			
	永保団地	12 戸	野洲市	上屋団地	64 戸			
	殿町団地	40 戸		永原第二団地	63 戸			
	北新団地	36 戸	湖南市	西寺団地	34 戸			
	黒田団地	30 戸		田代ヶ池団地	24 戸			

イ 施設の現状および課題

- 昭和 30 年代から 40 年代に建設された県営住宅は、経年変化に伴い、老朽化が著しく、居住環境も劣悪であったことから、昭和 63 年から建替事業を順次進めてきた。
- 現在、**建替事業を実施中および完了した団地は 17 団地（1,468 戸）**で、管理戸数全体の約 **51%**が建替済となっている。
 （法定耐用年数の超過率）
令和 7 年度 管理戸数全体の約 **24%**
令和 17 年度 管理戸数全体の約 **28%**
- 法定耐用年数を経過した住宅を計画的に更新し、良質な住宅ストックを提供していく必要があるが、過去の修繕周期（20 年）・建替周期（40 年）により修繕・建替事業を実施していくと、現状の予算規模を大幅に上回る事業費が必要となる。
- 定期的に「滋賀県営住宅長寿命化計画」の見直しを行い、事業量の調整や平準化を進めていく必要がある。

1335
1336
1337
1338
1339
1340

ウ これまでの取組

- 「滋賀県営住宅長寿命化計画(平成 27 年度策定、令和 4 年度中間見直し)」に基づき、建替事業により老朽化した県営住宅の計画的な建替えを実施している。また、ストック総合改善事業等により予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図っている。

エ 基本方針および取組方針

基本方針

平成 27 年度に「滋賀県営住宅長寿命化計画」の策定を行い（平成 29 年度一部改正、令和 4 年度中間見直し）、県営住宅の維持管理、更新等を計画的に進める。

取組方針

(ア) 点検・診断等

- 各種設備の法定点検はもとより、建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に定める定期点検を建築物は 3 年に 1 度、昇降機は 1 年に 1 度実施するとともに、毎年 1 回「県営住宅団地の施設点検マニュアル」に従って日常の施設点検を行い、住棟ごとの管理台帳を適切に整備し、予防保全的な管理を実施する。
また、住戸内においては、入居者による日常的な点検や空き家発生の際に点検を実施し、劣化状況の早期発見に努める。

(イ) 安全確保

- 施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を重視し点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握する。
- 危険性が認められた場合は、すみやかに安全確保のための措置を行うとともに、老朽化等により用途廃止した県営住宅は、危険性が生じることがないように、すみやかに除却・解体等を進める。

(ウ) 耐震化

- 耐震化は完了しており、対策の必要性なし。

(エ) 施設総量の適正化

- 「滋賀県営住宅長寿命化計画」に基づき、集約建替や用途廃止を実施する。
- 用途廃止等で不要となった県有地は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う。

(オ) 長寿命化

- 「滋賀県営住宅長寿命化計画」に基づき、耐用年数までの使用を可能とするため、予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図る改善を実施し、県営住宅の長寿命化を図る。

(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等

- 施設の安全性を保つため、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- 施設の更新（建替事業・ストック改善事業）については、将来ニーズや劣化状況等を踏まえて事業の必要性を検討し、計画的に更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図る。
- 目的外使用による利用も念頭に置き、空き住戸を有効活用していく。
- 指定管理者制度の適切な運用により、施設管理への民間活力の活用を引き続き行うとともに、建替事業の実施にあたっては、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法も併せて検討する。

(キ) ユニバーサルデザイン化の推進

- 建替、住戸改善に伴いバリアフリー化を進める。
- 既存住棟においては、ストック改善事業に併せて可能な範囲で手すり等の設置を行う。
また、建替事業の進捗も考慮しながら、住戸内および共用部分のバリアフリー化を推進するため、大規模な住戸改善の可能性も検討する。

(ク) CO₂ ネットゼロの推進

- 建替事業に伴い新設する住棟については ZEH 水準の断熱仕様とし、建替事業団地には太陽光発電設備の設置を行う。
- 大規模な住戸改善を検討する際には、屋上断熱・外壁の外断熱・サッシ改修・高効率機器・LED および太陽光発電設備の採用なども検討し、既存住棟の省エネ化等を図ってい

		く。
		(ケ) 県産材（木材）利用の推進
		「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。 - 県の整備する公共建築物は、原則として県産材（びわ湖材）による内装木質化等を実施する。

1341
1342
1343

(11)農業水利施設等

ア 施設概要

資産内訳	数量
農業用排水路	
基幹水路	1,034km
末端水路	12,000km
基幹水利施設	132箇所
農業用ダム	4箇所
防災重点農業用ため池	466箇所
農道(橋梁)	136橋
地すべり防止施設	291施設

(用排水路)



ダムや川から取水した農業用水を農地に運ぶための水路や、農地の水はけをよくするための排水路など

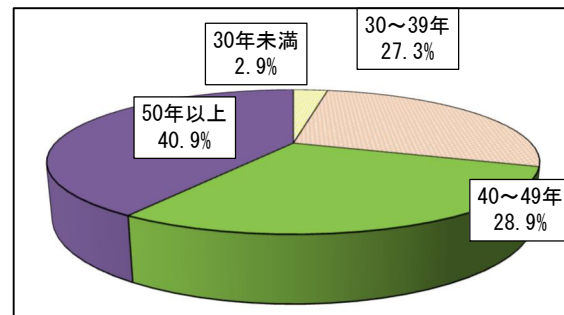
(農業用ダム)



農業用水の取水を効率的に行うため河川をせき止め、用水の貯水・調節をする施設

(基幹水路)

築年数	数量(km)	構成比
30年未満	30	2.9%
30年～39年	282	27.3%
40年～49年	299	28.9%
50年以上	423	40.9%
30年以上		97.1%
40年以上		69.8%



※ 想定耐用年数(基幹水路) 40年

※ 造成時からの経過年数

イ 施設の現状および課題

- 農業水利施設等は、その大部分が琵琶湖総合開発により集中的に整備され、既に30年以上経過し、一定のまとまりをもって老朽化が進行していることから、計画的に機能保全を図る必要がある。
- また、近年の集中豪雨や大規模地震などの災害リスクが高まる中、農業用ため池についても、多くのため池で老朽化の進行や必要な耐震性能を有していないなど、ため池の防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

ウ これまでの取組

- 平成21年3月に基本的な方針となる「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント全体計画」を策定し、平成26年3月に「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会」(県・市町・土地改良区等で構成)で「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」(10年間の計画)を策定。
- 農業水利施設全体をひとつの資産としてとらえ、全ての関係者が目的や情報を共有し、施設を長持ちさせる補修・補強工事や更新工事を効率的かつ計画的に行う「農業水利施設アセットマネジメント」を積極的に推進している。
- ため池に関する防災・減災対策については、平成31年3月に「滋賀県ため池中長期整備計画」を策定し、地域の実情を踏まえたソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、関係者が一体となった総合的な防災、減災対策を推進している。

エ 基本方針および取組方針

基本方針
- 農業水利施設等の適切な保全管理と効率的な保全・更新対策を行い、長寿命化を図り、将来の更新や維持管理に係る経費縮減を進める。 - 決壊した場合に住宅などに浸水被害が発生する「防災重点農業用ため池」について、地域の実情を踏まえたソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、関係者が一体となった総合的な防災、減災対策を推進する。
取組方針
(ア) 点検・診断等
- 施設管理者が行う日常管理による点検結果を踏まえ、定期的な機能診断の結果とそれに基づく劣化予測を反映させた機能保全計画を作成する。 - また、日常管理においては、土地改良施設管理基準等に基づいて、通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意しつつ運転操作や点検に臨む必要があり、施設管理者と関係機関が情報を共有し、連携して取り組むこととする。 - ため池については、滋賀県ため池サポートセンターを活用し、定期的なパトロールを行うとともに、劣化評価などの診断調査を実施する。
(イ) 安全確保
農業水利施設等は、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行（老朽度）が異なることから、安全・安心を確保するため、「適切な日常管理」「定期的な機能診断」、診断結果を踏まえた「機能保全計画の作成」、そして計画に基づく「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」を確実に実施する。
(ウ) 耐震化
- 施設の保全更新対策の機会を捉えて耐震性能の確認を行い、施設の状況に応じた対策を効率的・効果的に実施する。 - ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事等の対策を実施する。
(エ) 施設総量の適正化
- 更新対策の機会を捉えて、将来の受益農地や営農方法等を想定したうえで、情報を関係者で共有しながら、経済的かつ効率的な形で施設規模・能力を決定しつつ、社会構造の変化にも対応した長寿命化対策を実施する。 - 受益農地がなくなったため池については、積極的に廃池を推進する。
(オ) 長寿命化
- 施設ごとの機能診断結果から、ライフサイクルコストが最も経済的となる保全更新対策を示した機能保全計画を取りまとめ、今後 10 年間の具体的な対策を示した「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」を基に、優先順位を付けながら着実に実施し、施設の長寿命化を図る。 - 壊れたら直す「事後保全」から、あらかじめ手を加え長寿命化を図る「予防保全」に転換し、「適切な日常管理」「定期的な機能診断」、診断結果を踏まえた「機能保全計画の作成」、そして計画に基づく「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」を確実に実施する。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等
- 機能保全計画を踏まえつつ、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とするが、施設の機能を継続的に監視しつつ、その監視結果も踏まえて計画を見直すなど、対策工事を適時適切に実施することで、不断に長寿命化を図る。 - ため池については、滋賀県ため池サポートセンターを活用し、ため池管理者が適切な保全管理ができるよう技術的支援を行う。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進
農業者が農業を継続し、農村に住み続けられるようにするには、農地や農業水利施設の維持管理作業の省力化、安全性向上を図る必要があることから、ユニバーサルデザインに配慮した省力的で安全な施設の保全更新対策を実施する。

	(ク) CO ₂ ネットゼロの推進
	農業水利施設の更新時に、省エネ機器類や農業水利施設を活用した再生可能エネルギー施設を積極的に導入し、省エネ対策によるCO₂排出量の削減を目指す。
	(ケ) 県産材（木材）利用の推進
	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

1377

1378

(12) 治山・林道施設

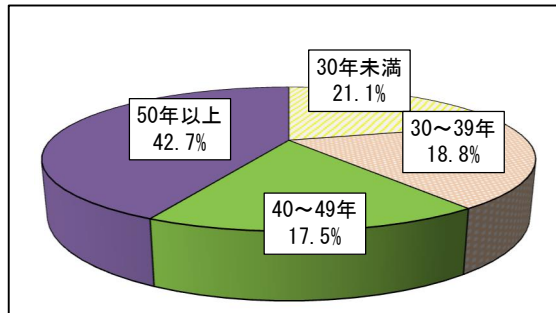
ア 施設概要

資産内訳	数量
治山(溪間工)	10,930 基
林道	2 路線

(治山[溪間工])

築年数	数量	構成比
30 年未満	2,301 基	21.1%
30 年～39 年	2,059 基	18.8%
40 年～49 年	1,908 基	17.5%
50 年以上	4,662 基	42.7%
30 年 以上		78.9%
40 年 以上		60.1%

※ 想定耐用年数(治山施設) 50 年



(治山 (溪間工))



荒れた溪流に谷止工等を施工して、溪流の浸食防止や不安定な土石の移動を抑止し、下流域への土砂災害の発生を防ぐ。

(林道)



林道は、間伐や枝打ちなどの森林整備、木材の搬出などに利用。また、山村地域の生活道や災害時の避難路としての役割も持っている。

イ 施設の現状および課題

【治山施設】

- ・ 治山施設は森林の維持造成を通じて山地災害から住民の生命・財産を保全し、水源のかん養等を図るものであるため、森林の維持増進が図られていれば、施設の維持管理は必ずしも必要ではないもの。
- ・ なお、人家やライフライン等に近接しこれらの防災や減災の機能を兼ねた治山施設も存在するため、このような施設については、その機能が発揮されるよう適切な維持管理および補修を行う必要がある。
- ・ 計画的かつ平準化して維持管理や補修を行う予定をしており、緊急を要する対応が必要となった場合を除き、財政面等の課題は他の公共施設と比較して大きいとは思われない。

【林道施設】

- ・ 県が管理する林道2路線において、現時点では長寿命化計画の対象となる重要構造物は存在しないが、将来、橋梁等の施設整備を行った場合に備え長寿命化計画を策定していく。

ウ これまでの取組

- ・ 平成21～26年度で、県内の全治山施設の位置と現況を把握するため委託調査を実施した。
- ・ 平成27年度より水源林保全巡視員を設置し、その業務の中で治山施設・林道施設の調査・点検を目視により行っている。
- ・ 平成29年度には保全対象の人家近くを中心に長寿命化計画の対象とする施設を再精査し、平成30年度から点検診断を行い、令和2年度に個別施設計画を策定した。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
	・ 森林の維持増進が図られていれば、治山施設の維持管理は必ずしも必要ではないが、長寿命化計画策定にあたり、人家近く等の優先度の高い箇所から点検を行い、補修等の対策が必要な箇所については対応し、より長期的に、施設の効果が発揮できるように取り組むこととする。 ・ また、林道施設については、橋梁等を建設した場合には長寿命化計画の対象となることから、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理していくこととする。
取組方針	
(ア) 点検・診断等	
(治山施設)	・ 令和3年度を始期とする「治山施設個別施設計画」に基づき、点検・診断を行っていく。
(イ) 安全確保	
(治山施設)	・ 点検結果を基に、機能の低下が懸念される施設については、補修等を行う。
(ウ) 耐震化	
(治山施設)	・ 地震については、対応が必要な施設においては、施工段階で考慮されているため対策等はない。
(エ) 施設総量の適正化	
(治山施設)	・ 既存施設の有効活用を図り、新たな施設の整備については、災害復旧や災害危険度の高い箇所へ集中して行う。
(オ) 長寿命化	
(治山施設)	・ 令和3年度を始期とする「治山施設個別施設計画」に基づき、点検・補修等に計画的に取り組んでいく。 ・ 治山施設個別施設計画の補修費用が集中しないよう、優先順位により実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
(林道施設)	・ 現在の県管理路線には、橋梁等に長寿命化対策が必要な重要構造物はないが、今後重要構造物を管理することを想定し、林道施設に係る長寿命化計画を策定する。長寿命化の対象となる施設については、定期的な点検を行い長期的な視点で管理していく。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	
(治山施設)	・ 補修等が必要な施設については、緊急度を優先して計画的に行う。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	
—	
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	
	・ 施設の維持管理や補修により、森林の維持造成や水源かん養の保全を図り、森林吸収源の維持強化に寄与していく。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	
	・ 木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

(13)交通安全施設

ア 施設概要

資産内訳	数量	資産内訳	数量
信号柱	9,675 本	交通流監視カメラ	22 基
信号制御機	2,300 基	情報収集提供装置	472 基
信号灯器	26,178 灯	情報収集装置	1,839 基
管制情報板	18 基	オーバ-ハング(大型)標識	636 本

経過年数	信号柱 (鋼管柱(50 年) コンクリート柱(42 年))		信号制御機 (耐用年数 19 年)		信号灯器 (耐用年数 20 年)		管制情報板 (耐用年数 19 年)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
耐用年数経過	1,379	14.3%	303	13.2%	6,490	24.8%	9	50.0%
耐用年数未経過	8,296	85.7%	1,997	86.8%	19,688	75.2%	9	50.0%

経過年数	交通流監視カメラ (耐用年数 19 年)		情報収集提供装置 (耐用年数 15 年)		情報収集装置 (耐用年数 19 年)		オーバ-ハング標識 (耐用年数 20 年)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
耐用年数経過	3	13.6%	293	62.1%	762	41.4%	174	27.4%
耐用年数未経過	19	86.4%	179	37.9%	1,077	58.6%	462	72.6%

(信号制御機)



交差点近辺に設置して信号表示を制御する。

(信号灯器)



(管制情報板)



交通管制センターからの遠隔制御により交通情報を表示する。

イ 施設の現状および課題

- 高度成長期以降に大量整備された交通安全施設は更新時期を迎え、更新をしなければ耐用年数を経過した施設や経年劣化した各施設が毎年積み上がっていくこととなり、各種機器の故障の他、施設の倒壊・傾斜、落下等が懸念される。他府県においては現に老朽化による信号柱の倒壊・傾斜、信号灯器の落下等の事案が発生している。
- このため施設の老朽化の実態について、定期的な点検による確実な把握に努めているところであるが、計画的な更新を行うための財政負担が課題である。
- 特に信号機については、新設すればするほど管理面やランニングコストの面で財政を圧迫する問題がある。

ウ これまでの取組

- 定期的な点検等により、劣化した施設の早期発見、更新に努めている。
- 施設管理面やランニングコストの面からも、総量の適正化を図るため、新設については真に必要な箇所について十分な検討を行っている。また、必要性の低下した施設の廃止についても検討を進めており、特に信号機については、必要性の低下した信号機について、必要性の高い交差点への移設について検討を進めるなど、ストック数の維持を図っている。
- 信号灯器については、消費電力が少なく、長寿命であるLED灯器への更新を積極的に進め、ランニングコストの削減を図っている。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
総量の適正化を図るため、新設については真に必要な箇所を精査し選定を行う。また、必要性の低下した施設については廃止（撤去）や必要箇所への移設について検討を行う。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	
- 年1回の定期点検を実施し、施設の老朽化の現状について確実な把握に努める。 - 把握した内容や修理、更新の状況について、漏れることなくデータベースに入力し、確実な管理に努め、次の点検・診断に活用する。	
(イ) 安全確保	
- 点検等により、修繕が必要な施設を把握した場合、優先的に更新を行う。特に緊急を要する場合は速やかに安全確保のための措置を講じる。 - 設置の必要性が低下した施設は廃止や必要箇所への移設を検討する。	
(ウ) 耐震化	
「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、信号柱の更新事業を推進する。 - 震災時の信号機の滅灯を防ぎ、緊急交通路の円滑な通行を確保するため、電源付加装置の整備とLED化による信号機の省電力化を図る。	
(エ) 施設総量の適正化	
- 交通環境の変化に伴い、設置当初の必要性が低下した施設については廃止または必要性がある箇所への移設を検討する。 - 一灯点滅式信号機については、代替えの規制（従道路側の一時停止規制など）が可能であれば、廃止とする。	
(オ) 長寿命化	
鋼管柱更新の際において、防食塗装を実施し、腐食防止に努めるとともに、保守業者や警察職員による点検により、劣化状況の把握、対応に努める。	
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	
耐用年数を超過する施設数が年ごとに変動することから、中期的（15年程度）で平準化して更新を計画することにより、財政負担の平準化を図り実効性のあるものとする。	
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	
電球式信号灯器からLED式信号灯器への改良を推進し、信号灯器の視認性の向上を図る。	
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	
電球式信号灯器からLED式信号灯器への更新を推進し、信号灯器に係る消費電力の削減を図る。	
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	
—	

1459
1460
1461
1462
1463
1464
1465
1466
1467
1468

(14)その他施設

(自然公園施設)

ア 施設概要

資 産 内 訳	施設数	主な建物
自然公園施設	58 施設	・ 公衆便所33箇所 ・ 休憩所32箇所 ほか

(自然公園)



優れた美しい自然の風景地を保護していくと共に、その中で自然に親しみ、野外リクリエーションを楽しむことができるように指定された公園

イ 施設の現状および課題

- ・ 公の施設の量的な見直し等により維持管理費の低減について一定進んだが、一方、施設の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が課題となっている。

ウ これまでの取組

- ・ これまでから施設の設置状況等を踏まえた適切な管理を行ってきたが、今後も施設の将来ニーズ等も見極めながら、引き続き適切な管理を行っていく。

エ 基本方針および取組方針

基 本 方 針

施設の設置状況等を踏まえ適時的確に対策を実施することはもとより、将来の更新や維持管理に係る経費の縮減を図る。

取 組 方 針

(ア) 点検・診断等

- ・ 施設管理者が行う日常管理による点検結果を踏まえ、通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意しつつ管理を行う。

(イ) 安全確保

- ・ 利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行（老朽度）が異なることから、安全・安心を確保するため、適切な日常管理等を踏まえた安全確保対策を確実に実施する。

(ウ) 耐震化

- ・ 施設の保全更新対策の機会を捉えて耐震性能の確認を行い、施設の状況に応じた対策を効率的・効果的に実施する。

(エ) 施設総量の適正化

- ・ 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、維持管理費等踏まえ、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に検討する。
- ・ 不要となった施設は、他用途への転用や適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

(オ) 長寿命化

- ・ 適切な日常管理等を踏まえた安全対策等を確実に実施することで、長寿命化等を図る。

(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等

- ・ 適時適切な修繕等を行っていくことを基本とし、施設の機能を適切に維持する。

	(キ) ユニバーサルデザイン化の推進
	・ 新たに標識を設置する際には、読み取りやすい文字や色彩の組み合わせ等への配慮を行う。
	(ク) CO ₂ ネットゼロの推進
	・ 県内産の木材の利用を推進する。
	(ケ) 県産材（木材）利用の推進
	・ 「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

1489

1490

(15)公営競技事業施設

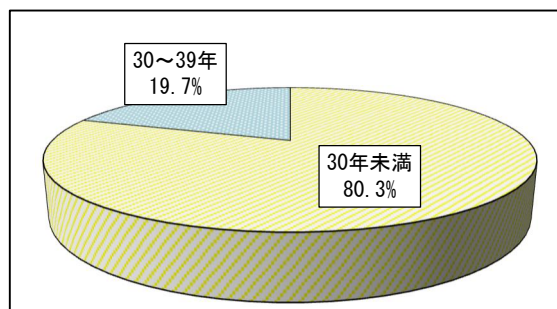
ア 施設概要

資産内訳	建物数	延床面積(㎡)
スタンド	1	29,529
競技総合センター	1	5,137
立体駐車場	1	8,250
第1駐車場管理棟	1	260
計	4	43,176

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	3	42,916	99.4%
1,000 ㎡以上	0	0	0.0%
3,000 ㎡未満	1	260	0.6%
500 ㎡未満	1	260	0.6%
計	4	43,176	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	2	34,666	80.3%
30 年～39 年	2	8,510	19.7%
40 年～49 年	0	0	0.0%
30 年 以 上			19.7%
40 年 以 上			0.0%

※ 想定耐用年数 50 年



(びわこボートレース場)



モーターボート競走法に基づき、県が施行者として運営する「びわこモーターボート競走場」。正式な名称は琵琶湖モーターボート競走場。競艇の収益金は県の一般会計へ繰り入れられ、県民の福祉向上につながる諸事業の財源として使われている。

イ 施設の現状および課題

- ・ スタンドについては、平成 14 年の竣工後、資金難により改修を行ってこなかったため、施設の老朽化・陳腐化が著しく、施設の大規模改修が必要である。さらに、竣工時と比べて来場者数が大幅に減少しているため、遊休スペースの活用とともに、施設や来場動線のコンパクト化が求められる。
- ・ 令和 6 年度に解体した旧第 3 スタンドおよび旧管理棟の跡地活用策については、スタンドの大規模改修と併せて検討する必要がある。
- ・ 競技総合センターについては、令和 4 年度に選手宿舍の個室化やロッカー改修を行ったが、レース期間中は外部との接触を一切禁じられる選手のストレスが緩和されるよう、さらなる施設整備が求められる。

ウ これまでの取組

- ・ 令和 6 年度に策定した「びわこボートレース場中期経営計画 2025」において、ファン、選手、地域の三方から喜ばれる・選ばれる施設を目指すこととし、旧スタンド等解体跡地の活用や来場動線のコンパクト化、現スタンドのリニューアル、競走水面の安全性の確保、選手棟の居住性向上、地域住民が楽しめるエリアの提供に取り組むこととした。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
老朽化・陳腐化し、かつ遊休スペースも抱えている現スタンドについては、新規ファンや地域のファミリー層の来場増につながるよう、リニューアルするとともに、第3スタンドおよび旧管理棟の解体跡地については、ファン動線のコンパクト化につながるよう、バス・タクシーターミナルの整備を検討する。 モーターボート競走事業に係る施設の管理・改修については、モーターボート競走事業の収益金により整備が図られてきており、今後も事業の収益の中から整備を図っていく。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」を参考に点検を実施するなど、劣化や不具合の進行度合いや施設に与える影響などについて把握するよう努める。 - 点検・診断等の結果を適切に集積し、逐次既存の修繕計画に反映させるよう努める。
(イ) 安全確保	利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
(ウ) 耐震化	旧耐震基準によって建てられた建物はすべて解体し、現存施設はすべて耐震基準を満たしていることから、対策の必要性なし。
(エ) 施設総量の適正化	将来ニーズ、費用対効果等を踏まえて規模の縮小を基本としつつもファンサービスの向上を念頭に置いたうえで、適正規模等を十分見極めることに努める。
(オ) 長寿命化	モーターボート競走事業の収益金のみを運営費の原資とする集客施設であることから、今後も運営を維持するために、ファンのニーズを絶えず注視し、定期修繕に囚われず、施設のリニューアルにも果敢に取り組む。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 新規ファンや地域のファミリー層の来場増につながるよう、老朽化・陳腐化し、かつ遊休スペースも抱えている現スタンドをリニューアルする。 - 施設の建替については、将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、負担の縮減・平準化の観点を踏まえて、施設および動線のコンパクト化を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、今後検討していく。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	今後予定しているスタンドのリニューアルにあたり、ユニバーサルデザイン化を推進していく。
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	- 県庁率先行動計画の一環として、施設の省エネ化を推進するため、給排水設備の更新時等に機器の高効率化を進めるとともに、再エネ設備を積極的に導入する。 - 現行のガソリンと比べて14%程度のCO₂排出量削減効果が期待できるE30燃料を導入するとともに、来場者へのサービス低下を招かないように考慮しながら、節電に心がけCO₂ ネットゼロを推進していく。 - 長期的な取り組みとして、継続的にボートレースモーターの2サイクルモーターから電動モーターへの転換を関係機関に要望していく。

(ケ) 県産材（木材）利用の推進

- 木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。
- 県の整備する公共建築物は、令和6年度に整備した「木育ルーム」をはじめ、原則として、県産材（びわ湖材）による内装木質化等を実施する。

1531
1532
1533
1534
1535
1536
1537
1538
1539
1540
1541
1542
1543
1544
1545
1546
1547
1548
1549
1550
1551
1552
1553
1554
1555
1556
1557
1558
1559
1560
1561
1562
1563
1564
1565
1566
1567
1568

(16)流域下水道施設

ア 施設概要

資産内訳	建物数	延床面積(㎡)
処理場	4	1,272,000
ポンプ場	19	30,373
淡海環境プラザ	1	3,500
公園管理棟他	2	784
計	26	1,306,657

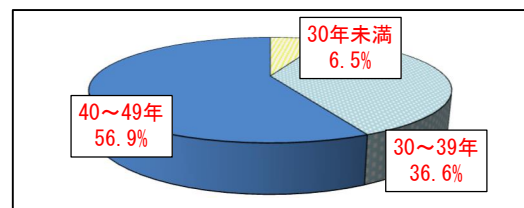
※処理場、ポンプ場は、箇所数、敷地面積を示す。

管渠	369.2km
----	---------

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	7	1,286,570	98.5%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	5	11,582	0.9%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	11	7,291	0.5%
500 ㎡未満	3	1,214	0.1%
計	26	1,306,657	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	11	86,541	6.5%
30 年～39 年	9	477,869	36.6%
40 年～49 年	6	743,574	56.9%

※ 想定耐用年数(土木躯体のみ機械・電気設備除く):50 年



(処理場)



下水を人工的に浄化し、河川などに放流するための施設。沈殿物の除去、微生物による有機物の分解、化学薬品による消毒などを行う。

(ポンプ場)



下水道で運ばれてきた汚水を途中でくみ上げて浄化センターへ送る中継施設

イ 施設の現状および課題

- 昭和 57 年の流域下水道供用開始以降継続して下水道施設の整備を進めており、県内の下水道普及率は令和 5 年度末で 93.0%にまで上昇した。また、湖南中部浄化センターのある矢橋帰帆島内には、下水処理に関する普及啓発や技術開発の拠点となる淡海環境プラザや公園施設がある。
- 令和元年度から、ストックマネジメント計画に基づいて、老朽化した下水道施設の改築更新を行っているが、進捗に合わせて、計画の見直しを行っていく必要がある。

ウ これまでの取組

- 平成 21 年度に、下水道施設の維持管理や改築更新に係る基本方針をとりまとめた「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」を策定し、更新対象施設ごとの長寿命化計画により改築更新を行ってきた。
- 災害時に適切な対応ができるよう、地震および下水道管破損等による陥没事故発生時等の連携体制を構築している。
- 平成 30 年度に流域下水道の全施設を対象にストックマネジメント計画 (R5.3 改定) を策定し、計画的かつ効率的に改築更新を進めている。
- 施設総量についても、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016 (汚水処理構想)」(H29.3 改定) に基づき、汚水処理施設それぞれの特性を踏まえ、今後の維持管理等も含めた経済比較を基本としつつ、将来の人口動態や地域住民の意向に配慮しながら、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法で整備を進めてきた。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な改築更新に努める。 また、汚水処理構想に基づき、定量的な指標による適切な施設整備に努める。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	- ストックマネジメント計画に基づき、健全度等定量的な指標による状況の把握に努める。 - 点検結果は、修繕対応だけでなく、次回以降のストックマネジメント計画の見直しにも活用する。
(イ) 安全確保	- 安全上の問題等が発生した場合には、施設能力を維持しつつ、直ちに修繕または更新を行う。 - 事故の未然防止を図るため、ストックマネジメント計画に基づく修繕・更新を計画的に実施するとともに、県内の下水道管等の劣化による事故発生時は、策定済の対応フローに基づいた適切な対応を行う。 - 流域幹線全区間をおおむね 10 年間で一巡するよう、処理区毎に点検計画を策定し、カメラによる調査を実施する。
(ウ) 耐震化	平成 29 年度に作成した琵琶湖流域下水道施設耐震化計画に基づき耐震化を進める。
(エ) 施設総量の適正化	人口減少等の社会情勢の変化に合わせて実施計画を変更し、それに基づいて事業を進めるとともに、統廃合等施設の最適化についても検討していく。
(オ) 長寿命化	ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な改築更新を行う。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な改築更新に努める。 - 設備・施設の機能低下、故障、事故を未然に防ぐため、日常点検、月例点検および年次点検を定期的を実施するとともに、湖西、東北部、高島の 3 処理場の管理について、包括的民間委託を導入し維持管理費縮減に努めていく。 - PPP/PFI 等の導入については、これまでから検討しており、引き続き民間の技術力の活用に努めていく。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	建物用途に応じ、トイレの洋式化等のユニバーサルデザイン化に努める。
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	下水汚泥の資源・エネルギー化活用、未利用地等を活用した再生可能エネルギーの積極的な導入、また、下水処理方式の変更や低動力型機器採用などの省エネルギー対策により、温室効果ガス排出削減を図る。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

1608
1609
1610
1611
1612
1613
1614
1615
1616

(17)工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

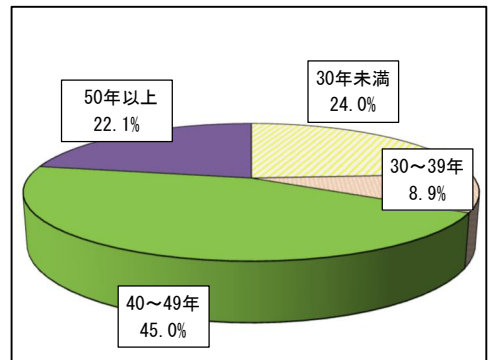
ア 施設概要

資産内訳	箇所数	備 考
浄水場	4	水道 2、工水 1、水道・工水 1
ポンプ場	9	水道 6、工水 2、水道・工水 1
調整池	5	水道
配水池	5	工水
取水口	4	水道 2、工水 1、水道・工水 1
計	27	

築年数	数量(km)	構成比
30 年未満	77	24.0%
30 年～39 年	29	8.9%
40 年～49 年	144	45.0%
50 年以上	71	22.1%
30 年 以 上		76.0%
40 年 以 上		67.1%

資産内訳	延 長	耐用年数(40 年)経過施設の割合	
		5 年後(2030 年)	10 年後(2035 年)
水道用水管路	207km	67%	68%
工業用水管路	114km	82%	90%

給水能力(m ³ /日)				
水道用水供給事業			工業用水道事業	
吉川浄水場	馬淵浄水場	水口浄水場	彦根浄水場	吉川浄水場
81,100	82,700	35,000	48,500	74,400



(浄水場)



琵琶湖等の水源から取り入れた水(原水)に含まれる砂や濁りを取り除き、きれいで安心して飲める水道水に処理する施設

イ 施設の現状および課題

- 企業庁の水道施設は、昭和 40 年代後半から 50 年代の経済成長期に整備を行ったものが多く、老朽化が進んでいる。管路については、老朽管の更新と共に耐震化が課題であり、耐震管率は水道管路で **43.3%**、工水管路で **15.7%**となっている。
- また、令和 5 年度に吉川浄水場(上水)の耐震化工事が完了し、引き続き馬淵浄水場の耐震化工事に着手している。
- 一方で、受水市町、企業からは近年の物価高騰による事業費の高騰に伴う工事進捗の遅延および水道料金の値上げに対し厳しい意見が出されていることから、必要な財源を確保しながら、管路更新等施設の老朽化対策や耐震化対策を着実に推進していくことが課題となっている。

ウ これまでの取組

- 管路の更新については、管路老朽度調査を実施し、地盤条件などを考慮した更新基準年を設定し管路更新計画を策定した。また、電気機械設備については定期的な点検を実施し、必要な整備・更新を行ってきた。この実績をもとに長寿命化を考慮して今後の設備更新基準年を設定した。浄水場については、劣化調査と耐震診断を実施した。
- これらの取組をもとに、企業庁全施設の整備計画として、平成 28 年 3 月にアセットマネジメント計画を策定(令和 8 年 3 月に見直し予定)し、同計画に基づき施設整備に取り組んでいる。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
「滋賀県企業庁経営戦略」および「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」に基づき、将来を見据えたより効率的・効果的な施設整備計画、実用的かつ持続可能な維持管理計画、施設整備計画や維持管理計画と連携した財政収支計画を策定し、安全で良質な水の安定供給のため、より健全で効率的な事業運営に取り組む。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	- 設備の点検や、修繕履歴により施設の現状を把握し、点検基準・管理状況を整理するとともに、整理結果を踏まえ、現行の点検方法、体制、頻度の問題点について考察し、効果的な点検・診断を行う。 - ドローンを使った施設の点検や AI による管路老朽度診断により、点検・診断の高度化を図る。
(イ) 安全確保	- 水道用水は、供給先である受水市町を通じて、住民の方々に満足していただけるよう、水道水質基準を遵守することはもちろん、より安全で良質な用水の提供に努める。 - 工業用水は、生産活動の支援となるよう、一定の基準値を満たす安定した水質の水を継続的に供給できるよう努める。 - また、管路パトロール、弁類など設備点検を定期的に行い、事故の防止に努める。
(ウ) 耐震化	施設の耐震診断の結果に基づき、浄水場の耐震化を最優先で実施する。管路更新は耐震管により更新を行う。
(エ) 施設総量の適正化	- 将来の水需要予測を踏まえて、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化に努める。 - 施設規模の検討に当たっては、平常時だけでなく、整備期間や非常時（地震以外の事故時なども考慮）においても必要な能力を確保する。
(オ) 長寿命化	設備機器等は維持管理指針等に基づき適切な点検・整備を継続することにより長寿命化を図る。また、その維持管理の情報を設備機器の更新の判断に活用し、更新費用削減を図る。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的な施設更新を行う。また、水需要予測に基づき、管路や設備規模等の適正化（ダウンサイジング）に努める。 - 維持管理等の実施に当たっては、民間活用を含む効果的な連携方策の検討・導入などにより一層の経費削減に努める。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	建物を新築する場合は、淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づきユニバーサルデザインの導入に努める。
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	県の CO₂ ネットゼロ推進に向けた施策との整合性を図りながら、施設等の整備、更新時に省エネルギーに優れた施設を採用するとともに、再生可能エネルギーの利用促進を検討し、エネルギー消費量の削減に取り組むほか、再エネ設備を積極的に導入する。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

(18)病院

ア 施設概要

資産内訳	建物数	延床面積 (㎡)
総合病院	15	81,662
精神医療センター	4	10,582
職員宿舎等	5	7,091
計	24	99,335

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	7	90,326	90.9%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	2	4,771	4.8%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	4	2,960	3.0%
500 ㎡未満	11	1,278	1.3%
計	24	99,335	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	16	69,496	70.0%
30 年～39 年	5	18,328	18.5%
40 年～49 年	1	10,770	10.8%
50 年以上	2	741	0.7%
30 年 以上			30.0%
40 年 以上			11.6%
50 年 以上			0.7%

※ 上記は、令和7年度末時点

※ 想定耐用年数 50 年

(総合病院 (本館・別館))



がんや、心臓血管疾患、脳神経疾患等の疾患に関する高度先進医療を提供する拠点施設

(病 床 数) 635床
(診療科数) 33診療科

(総合病院 (こども棟))



(精神医療センター)



思春期、アルコール依存症、処遇困難例、緊急医療を中心に精神障害の治療や社会復帰を専門に行う拠点施設
(病 床 数)123床
(診療科数)4診療科、精神科デイケア

イ 施設の現状および課題

- 昭和50年度から58年度頃にかけて総合病院（平成30年に成人病センターから改称）の整備を進め、昭和62年に小児保健医療センター（令和7年1月に総合病院と組織統合）、平成4年に精神医療センター、平成14年度と28年度に総合病院に新棟を、平成25年に精神医療センター医療観察法病棟を、令和5年度に放射線治療棟（増築）を整備しており、令和7年度末時点では、約30.0%が建築後30年以上経過している。なお、総合病院では老朽化した病棟の解体を令和3年度に完了した。
- 小児新棟は、患者家族からの要望などをふまえ、今後再検討し、令和13年度中の供用開始をめざす。
- 高度先進医療、全県型医療を推進し、患者に満足していただける良質な医療を提供するためには、病院の経営状況を踏まえつつ施設の整備改修等が随時必要である。

ウ これまでの取組

- 滋賀県立病院中期計画に基づき、将来の医療福祉を見据えた病院機能の構築や経営の安定・効率化等を念頭に、施設の整備・改修等を進めてきたところである。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
- 患者に満足していただき安定的かつ持続的に良質な医療を提供していくため、中期計画に基づく、施設・設備の整備を行う。 - 総務省が示す公立病院改革ガイドラインを踏まえ、施設や設備の整備費を抑制する等、経営の効率化を図る取り組みを進める。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	- 常に患者の生命を預かる病院施設という施設の特性に鑑み、24時間稼働できる施設であるべく、法定点検、定期点検のみならず日々の点検等を実施しており、今後も確実に実施していく。 - また、点検等の結果を精査し、より安全で適正かつ効率的な施設維持管理や、発見された不良箇所に対する優先順位を設定した計画的な修繕等に生かしていく。
(イ) 安全確保	- 患者の安全確保を最重要事項とした認識のうえ点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握し、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行うという、いわゆる「予防保全」に今後も取り組んでいく。 - また、老朽化等により供用廃止されかつ今後も利用見込みのない病院施設は、危険性が生じることがないように適切に管理するとともに、公営企業体として、収支状況を踏まえつつ、処分・除却等を進める。
(ウ) 耐震化	耐震化は全施設で完了しており、対策の必要性なし。
(エ) 施設総量の適正化	県が策定する地域医療構想に基づき、県立病院に求められる役割を果たすことができるよう、病床数等病院機能全体の適正化に向けた取り組みを検討する。
(オ) 長寿命化	人命を預かる病院施設においては、故障や不具合が原則許されないことを十分に考慮し、令和2年度に策定した県立病院施設長寿命化計画に基づき、病院施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図る。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 維持管理や修繕等の工事について、病院施設の安全性および運営に支障をきたさないように、病院の経営状況を踏まえながら対象箇所の優先順位を設定するなど計画的な保全の実施に向けた取組を進める。 - 建替や大規模改修、維持管理の実施に当たっては、他病院の状況も踏まえ、整備面積の精査等により発生費の抑制に取り組んでいく。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	今後とも誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進していく。
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	- 施設整備や設備更新時に、LED 照明器具や省エネ型空調機等を導入し、エネルギー消費低減を図るとともに、再エネ設備を積極的に導入する。また委託業務の受託者に対しても、消費低減を図るよう働きかけを行う。 - 県が推進するびわこ文化公園都市内におけるPPA事業等普及促進事業への参画を検討する。(精神医療センター)
(ケ) 県産材(木材) 利用の推進	「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。 - 県の整備する公共建築物は、原則として県産材(びわ湖材)による内装木質化等を実施する。

(19)大学

ア 施設概要

資 産 内 訳	建物数	延床面積 (㎡)
大学管理棟等	2	21,072
学部棟	7	42,670
講堂、交流センター	1	3,224
その他の施設	10	9,196
計	20	76,162

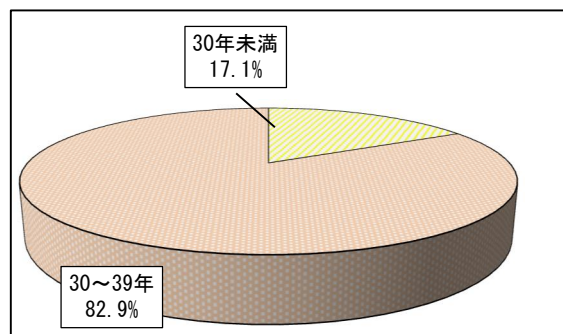
規 模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	7	66,809	87.7%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	2	5,406	7.1%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	4	3,184	4.2%
500 ㎡未満	7	763	1.0%
計	20	76,162	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	8	12,991	17.1%
30 年～39 年	12	63,171	82.9%

(県立大学 全景)



(大学管理棟)



イ 施設の現状および課題

- 県立大学の施設は教育研究活動を支える重要な基盤となるものである。その多くは平成7年の開学時に整備されたもので、建築後30年以上を経過し、建築物、設備を問わず、全体的な経年劣化が顕著となっている。
- 施設整備の際には、1名のマスターアーキテクトが敷地全体の全体計画を作成し、それに従ってブロックごとの設計者が個性を活かしながら全体的に調和のとれた施設群を設計するマスターアーキテクト方式により設計された。平成10年には、建設省（現：国土交通省）の公共建築百選にも、大学施設では唯一選定されている。
- 施設規模が大きく、また多くの施設が一斉に更新時期を迎えることから、各施設の特性を考慮した上で、点検・診断に基づき劣化や損傷の状況を正確に捉え、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

ウ これまでの取組

- これまでから、施設の点検を行い、必要に応じて修繕を行っている。
- 平成28年度には、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた「長期保全計画」を策定している。

エ 基本方針および取組方針

基本方針	
「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、施設総量の適正化、施設の長寿命化、施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図ることとする。	
取組方針	
(ア) 点検・診断等	- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に準じた点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行うこととする。 - また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立することとする。 - 長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を作成しており、取り巻く環境変化等に対応できるよう適宜見直すこととする。
(イ) 安全確保	- 施設の管理においては、利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行うこととする。 - 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設が発生した場合は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を検討することとする。
(ウ) 耐震化	新耐震基準に基づく建物であることから、対策の必要なし。法令で耐震化が求められている非構造部材についても耐震化は完了している。
(エ) 施設総量の適正化	- 平成7年の開学以降、大学院の開設、人間看護学部の開設、電子システム工学科および国際コミュニケーション学科の開設等に伴い、適正な規模の施設整備を図り、現在4学部13学科4研究科・2,866人(令和7年5月現在)の学生が県立大学を利用している。 - 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズ、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえ、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に検討する。
(オ) 長寿命化	「県有施設長寿命化ガイドライン」に準じて「長期保全計画」を作成しており中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで長寿命化を図ることとする。また長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し財政負担の平準化を図ることとする。 「県有施設点検マニュアル」に準じた点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図ることとする。
(カ) 施設の維持管理・更新、有効活用等	- 施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施することとする。 - 施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、教育・研究における優先度、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図ることとする。
(キ) ユニバーサルデザイン化の推進	長期保全計画を踏まえ、ライフサイクルコストや環境負荷の低減とともに、ユニバーサルデザインへの対応も考慮した計画的な施設・設備の更新・改修を図ることとする。
(ク) CO ₂ ネットゼロの推進	環境負荷低減を図るため、省エネ機器材料の選定や再エネ設備を積極的に導入するとともに、安らぎの景観を与えCO₂を吸収する校内樹木の維持管理に努める。
(ケ) 県産材（木材）利用の推進	「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。 - 県の整備する公共建築物は、原則として県産材（びわ湖材）による内装木質化等を実施する。

参 考 資 料

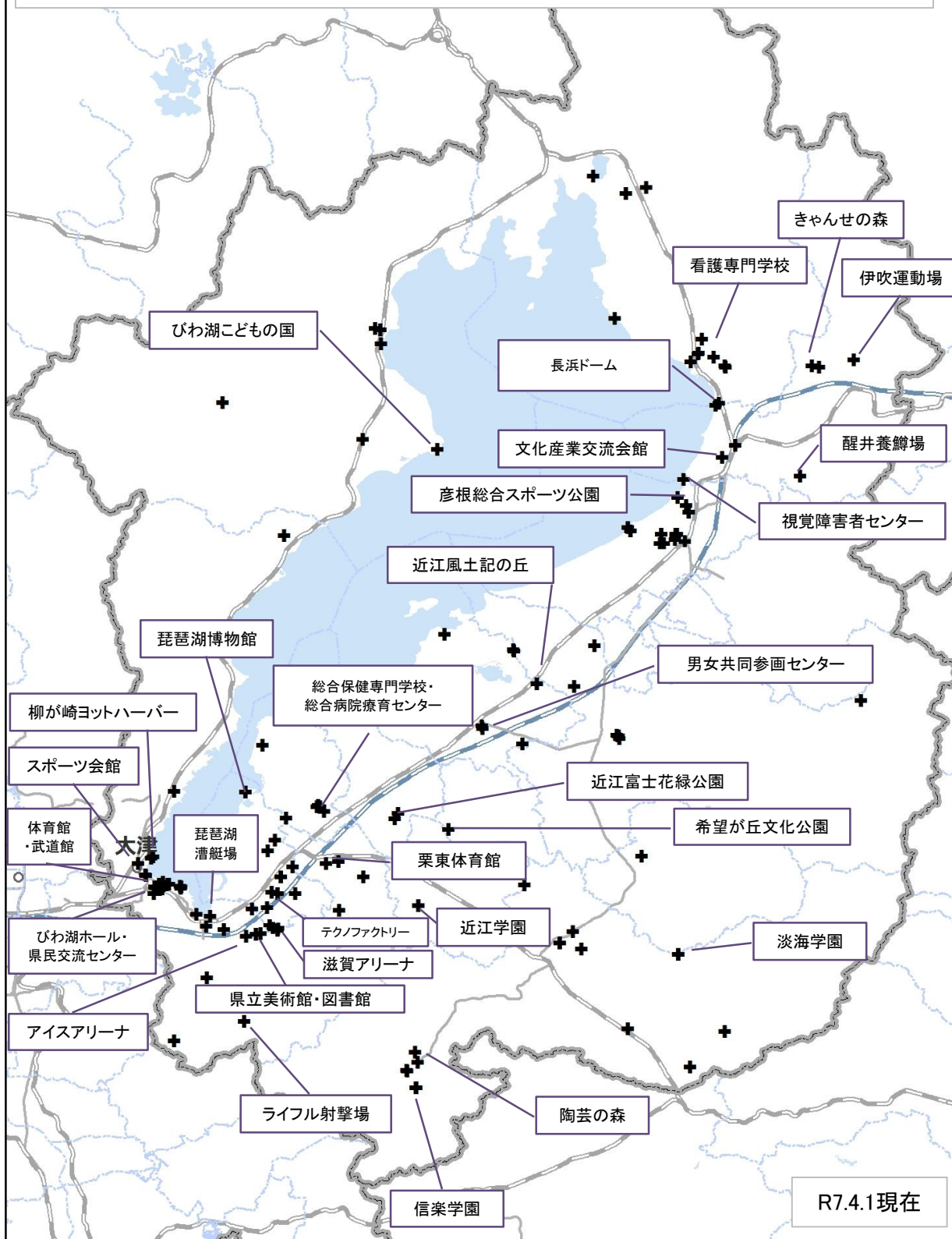
(暫定版 最終案にて確定)

1	建築物の県内分布状況		73
2	建築物一覧		76

①庁舎等(141施設)

⇒ 庁舎等には、庁舎のほか、文化施設・社会体育施設・産業関係施設・福祉施設・保健施設・
その他行政施設・教育施設・職員住宅等を含む

⇒ 施設名称は、主なものとして「公の施設」のみを記載



②学校(61施設)

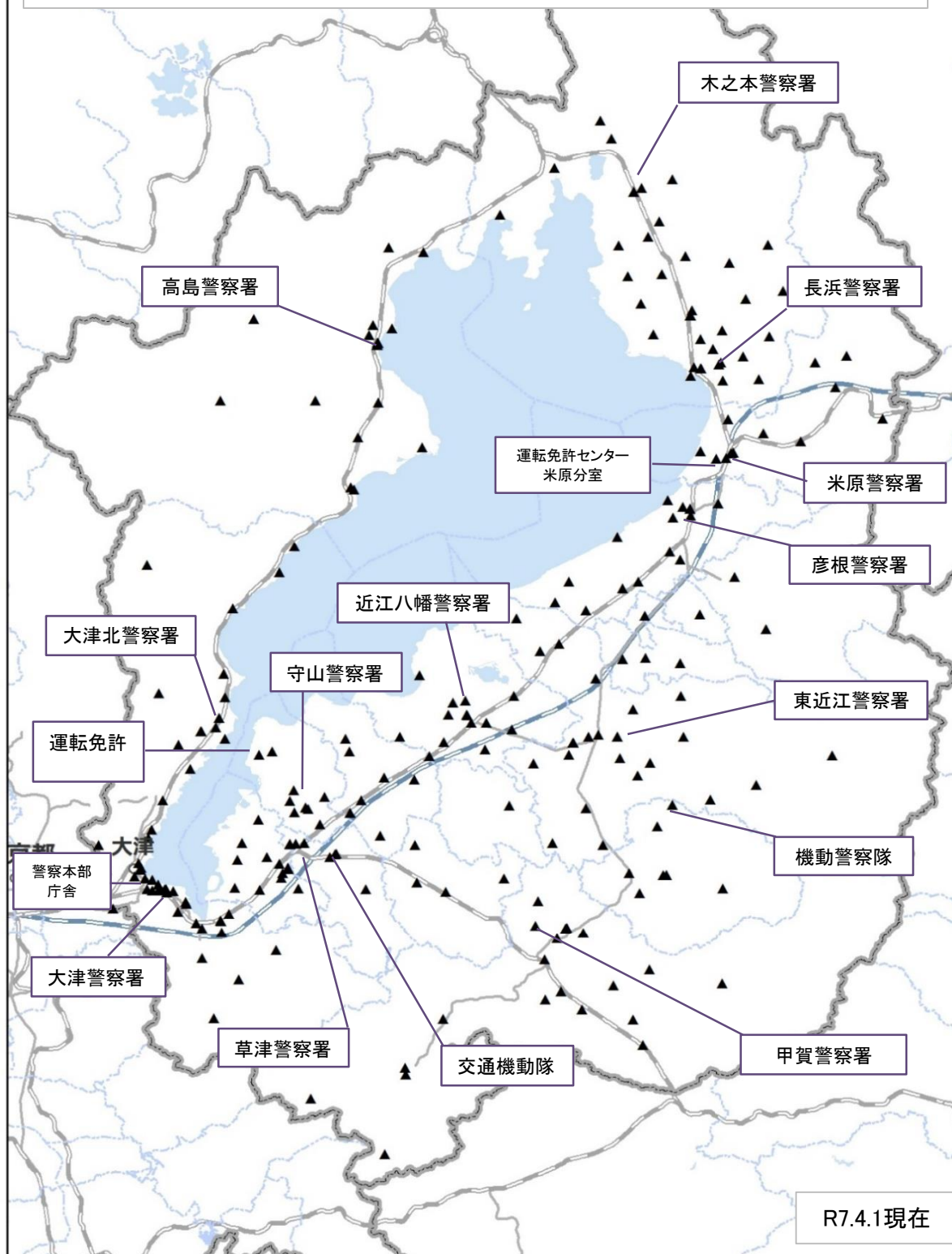
- ⇒ 学校は、県立中学校・高等学校・特別支援学校を含む
- ⇒ 県立中学校・高等学校 45校、特別支援学校 16校
- ⇒ 中学校または高等養護学校併設校は、()により記載
- ⇒ 分校舎については名称の記載を省略



③警察施設(216施設)

⇒警察施設には、警察本部庁舎・警察署・交番・駐在所等、警察官待機機舎等を含む

⇒施設の名称は、警察署をはじめとした主なもののみを記載



建築物一覧（418施設）

※令和7年4月1日現在

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
1	文化施設	文化産業交流会館	10,561.04	S62	米原市	滋賀県の文化の向上と産業の振興を図るための施設	指定管理	○
2		県立美術館	8,544.43	S58	大津市	滋賀ならではの優れた美術作品の鑑賞機会を提供するための施設	直営	○
3		希望が丘文化公園	24,240.99	S46	竜王町	青少年の心身の健全な育成、県民の文化の向上と体育の振興を図るための施設	指定管理	
4		芸術劇場びわ湖ホール	53,930.29	H6	大津市	県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資するための施設	指定管理	○
5		近江風土記の丘	8,006.17	H3	近江八幡市	安土城跡に代表される近江風土記の丘の拠点施設（安土城考古博物館）	指定管理	○
6	社会体育施設	伊吹運動場	664.27	H14	米原市	ホッケー競技の拠点施設	指定管理	
7		ライフル射撃場	806.27	S55	大津市	ライフル射撃競技を行うための施設	指定管理	
8		県立アイスアリーナ	7,752.37	H12	大津市	氷上スポーツの拠点施設	指定管理	○
9		県立スポーツ会館	3,061.02	S59	大津市	健康体力テストや科学的なスポーツ活動を通じて県民の体力向上を図るための施設	指定管理	
10		県立栗東体育館	3,201.18	H6	栗東市	体操器具を常設した、体操競技の専門施設	指定管理	○
11		県立体育館	10,190.08	S45	大津市	体育・スポーツの各種行事および文化的な行事を開催するための施設	指定管理	
12		県立武道館	13,272.20	H3	大津市	武道の広域的・中核的施設	指定管理	○
13		県立柳が崎ヨットハーバー	5,875.71	H8	大津市	琵琶湖におけるセーリングスポーツの拠点施設	指定管理	○
14		長浜ドーム	15,243.54	H3	長浜市	多目的な屋内運動施設	指定管理	○
15		琵琶湖漕艇場	1,258.90	R2	大津市	ボート競技やカヌー競技の拠点施設	指定管理	○
16		彦根総合スポーツ公園（野球場）	10,170.15	H4	彦根市	総合運動施設	指定管理	○
17		滋賀アリーナ	14,547.71	R4	大津市	スポーツおよび文化の普及振興を図る施設	指定管理	
18	産業関係施設	林業普及センター（旧森林センター）	1,519.94	S47	野洲市	森林・林業の技術指導、普及啓発、林木育種を行うための施設	直営	
19		湖北林業苗ほ	40.50	S49	米原市	造林用苗木の育成管理を行う施設	直営	
20		油日林木育種場	433.96	S39	甲賀市	造林用優良種子の品種改良および生産を行うための施設	直営	
21		業業技術振興センター	587.70	H29	甲賀市	医薬品等の製造販売承認・製造許可にかかる事務および査察、製薬企業に対する製薬技術の向上支援事業や医薬品等の試験検査を行う施設	直営	○
22		工業技術総合センター（栗東庁舎）	8,822.10	S59	栗東市	工業に関する広範な分野の総合的な試験・研究・指導を行う施設	直営	○
23		工業技術総合センター信楽窯業技術試験場	1,675.32	R4	甲賀市	窯業に関する試験・研究・指導を行う施設	直営	
24		東北部工業技術センター（長浜庁舎）	2,243.11	S46	長浜市	工業に関する広範な分野の総合的な試験・研究・指導を行う施設	直営	
25		東北部工業技術センター（彦根庁舎）	2,428.91	S49	彦根市		直営	
26		テクノファクトリー	2,616.27	H12	草津市	新製品の試作や製造に係る技術の開発および改良の支援を行う施設	指定管理	○
27		旧大津高等職業訓練校（滋賀県事業内職業訓練センター（大津））	2,177.62	S41	大津市	—	貸付	○
28		旧長浜高等職業訓練校（滋賀県事業内職業訓練センター（長浜））	2,047.49	S44	長浜市	—	貸付	
29		高等技術専門学校草津校舎	8,345.60	S58	草津市	公共職業能力開発施設	直営	○
30		高等技術専門学校米原校舎	8,647.05	H2	米原市		直営	○
31		農業技術振興センター本部	9,504.36	S49	近江八幡市	環境と調和した農業の確立と担い手の育成を総合的に進めるための施設	直営	○
32		農業技術振興センター茶業指導所	1,800.90	S38	甲賀市	茶業振興の拠点として生産から流通、行政面まで多岐にわたり対応し、栽培管理・製茶加工技術の研究に取り組むための施設	直営	○
33		農業技術振興センター花・果樹研究部	3,495.16	S40	栗東市	花きと果樹について、高品質で環境に配慮した栽培技術や生産の省力化が可能な栽培技術の研究開発に取り組むための施設	直営	
34		加工指導センター	607.18	H1	近江八幡市	農林水産物の加工技術の指導研究の拠点施設	直営	○
35		畜産技術振興センター	17,367.43	S60	日野町	滋賀県の畜産の振興を図り、安全・安心で良質な畜産物の生産を推進するための施設	直営	○
36		家畜保健衛生所（本所）	1,331.82	S45	近江八幡市	家畜伝染病の予防とまん延防止のための検査・衛生指導等を実施するための施設	直営	
37		家畜保健衛生所北西部支所	606.34	S38	高島市		直営	

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
38	産業 関係 施設	水産試験場（本場）	2,820.77	S46	彦根市	琵琶湖漁業にかかる試験調査研究として、増養殖技術の開発や漁場環境保全技術開発等を行うための施設	直営	○
39		魚病指導総合センター	650.15	S56	彦根市	県内の魚類防疫を推進するための施設	直営	
40		水産試験場醒井養鱒場	2,807.78	S62	米原市	水産振興有望魚種であるびわま資源の増殖を図るとともに、養殖漁業・河川漁業振興への理解を深めるための施設	指定管理	○
41	福祉 施設	大津・高島子ども家庭相談センター （旧）大津健康福祉センター）	2,250.39	S56	大津市	—	直営	○
42		長寿社会福祉センター	6,459.18	H4	草津市	長寿社会づくりの推進および、高齢者や障害者の自立と社会参加を促進するための施設	指定管理	○
43		福祉用具センター	1,493.42	H8	草津市	高齢者や障害者の自立と社会参加の促進ならびに介護者の負担軽減を図るための施設	指定管理	
44		障害者総合福祉センター（むれやま荘）	4,551.04	S58	草津市	施設障害者福祉サービスおよび短期入所サービスを提供する施設	指定管理	
45		近江学園	8,818.05	R5	湖南市	障害児入所施設	直営	○
46		近江学園職員宿舎	810.76	H10	湖南市	職員用宿舎	直営	
47		信楽学園	4,095.49	S45	甲賀市	障害児入所施設	指定管理	
48		信楽学園職員宿舎	66.24	S61	甲賀市	職員用宿舎	直営	
49		視覚障害者センター	921.40	S54	彦根市	視覚障害者情報提供施設	指定管理	
50		総合病院療育センター	3,542.77	S48	守山市	児童発達支援センター（医療型・福祉型併設）として、障害児支援を行う施設	直営	
51		精神保健福祉センター	496.70	S58	草津市	精神保健福祉センターおよび知的障害者更生相談所	直営	
52		聴覚障害者センター	868.48	H7	草津市	聴覚障害者情報提供施設	指定管理	○
53		障害者福祉センター	3,922.19	H2	草津市	身体障害者福祉センター	指定管理	○
54		淡海学園	4,088.54	S37	甲賀市	児童福祉施設	直営	○
55		淡海学園職員宿舎	49.68	S63	甲賀市	職員用宿舎	直営	
56		中央子ども家庭相談センター	1,963.26	S58	草津市	児童相談措置、女性相談保護業務等を行う施設	直営	
57		中央子ども家庭相談センター女性一時保護所	835.39	S62	草津市		直営	○
58		日野子ども家庭相談センター	1,699.93	S55	蒲生郡 日野町		直営	
59		彦根子ども家庭相談センター	1,305.22	H10	彦根市		直営	
60		びわ湖こどもの国	6,327.61	H4	高島市	次代を担う児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設	指定管理	○
61	保健 施設	東近江健康福祉事務所	1,191.52	S55	東近江市	地域住民の健康や衛生を支える機関の庁舎	直営	
62		湖東健康福祉事務所	1,193.97	S35	彦根市		直営	
63		高島健康福祉事務所	1,094.14	S52	高島市		直営	
64		総合保健専門学校	7,350.55	S49	守山市	保健医療従事者として人々の健康と福祉に貢献する人材を育成する施設	直営	○
65		看護専門学校	5,260.99	H18	長浜市	保健・医療・福祉のニーズに適切に対応できる有能な看護師を育成する施設	直営	○
66		衛生科学センター	3,492.87	S45	大津市	保健衛生行政の推進に必要な科学的根拠を担う機関として、試験検査等を行うための施設	直営	
67		食肉衛生検査所	500.00	H19	近江八幡市	食肉の安全性と徹底した衛生処理の推進のための施設	直営	○
68		動物保護管理センター	1,569.14	S56	湖南市	動物による人への危害の防止等を図り、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進するための施設	直営	
69		南部合同庁舎（保健所等）	2,392.91	H1	草津市	地域住民の健康や衛生を支える機関の庁舎	直営	
70		甲賀合同庁舎（保健所等）	1,748.98	H9	甲賀市	地域住民の健康や衛生を支える機関の庁舎	直営	○
71		湖北合同庁舎（保健所等）	1,262.04	S44	長浜市		直営	
72	その他 行政 施設	消防学校	8,149.12	S59	東近江市	消防職員・消防団員等に対する教育訓練を行うための施設	直営	○
73		県民交流センター	11,303.93	H10	大津市	社会貢献活動やその他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設	指定管理	
74		県庁（厚生会館の一部）	1,268.52	S43	大津市	—	貸付	

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
75	その他 行政施設	共済宿泊施設（ピアザ淡海）	5,304.06	H10	大津市	職員の福利厚生施設	貸付	
76		南部職員会館	432.07	S63	草津市		直営	
77		東近江職員会館	354.50	S54	東近江市		直営	
78		湖北職員会館	345.50	S56	長浜市		直営	
79		高島職員会館	357.00	S61	高島市		直営	
80		湖東職員会館	360.64	S56	彦根市		直営	
81		木之本職員会館	184.00	S58	長浜市		直営	
82		甲賀職員会館	422.91	H9	甲賀市		直営	○
83		守山職員会館	340.92	S58	守山市		直営	
84		琵琶湖環境科学研究センター	8,086.22	H16	大津市	琵琶湖と滋賀県の環境に関する継続的なモニタリングと評価分析を行うとともに政策課題の解決を目指す試験研究施設	直営	○
85		琵琶湖博物館 別館（旧UNEP国際環境技術センター）	3,017.69	H6	草津市	国際的湖沼流域環境保全の推進を図る拠点施設	貸付	○
86		琵琶湖博物館	25,618.28	H7	草津市	琵琶湖地域を中心に研究・調査を行い、湖と人間のよりよい共存関係を探る研究施設	直営	○
87		近江富士花緑公園	2,396.39	H3	野洲市	四季折々の森林や花に親しみ、自然と人、人と人のふれあいを深めるための施設	指定管理	○
88		きゃんせの森	206.74	H11	米原市	森林に対する理解を深め、樹木に親しむことのできる場を提供するための施設	直営	
89		近江八幡国民休暇村野営場	399.46	S60	近江八幡市	—	貸付	
90		比良管理事務所	29.16	S46	大津市	—	貸付	
91		厚生会館の一部	254.73	S43	大津市	—	貸付	
92		厚生会館別館2階	333.85	S55	大津市	—	貸付	
93		計量検定所	1,393.22	H6	草津市	適正な計量の実施を確保するための施設	直営	○
94		陶芸の森	5,746.88	H2	甲賀市	陶器産業の振興と陶芸文化の向上を目的とする施設	指定管理	○
95		ミシガン州立大学連合日本センター	5,448.24	H2	彦根市	滋賀県とミシガン州との姉妹提携20周年を記念して、友好関係の発展等に寄与するための施設	直営	○
96		甲賀公共職業安定所貸付建物	128.22	S49	甲賀市	—	貸付	
97		男女共同参画センター	3,864.85	S61	近江八幡市	県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設	直営	○
98		農業技術振興センター農業大学校	7,712.10	S43	近江八幡市	次代の農業経営を担う人材、地域社会における農業の振興等に指導的役割を果たす人材を養成するための施設	直営	
99		建設技術センター	1,894.34	H9	草津市	—	貸付	○
100	学校・教育施設	図書館	12,849.99	S54	大津市	県民に対する直接貸出とともに、県内各市町の公共図書館の支援を行うための施設	直営	○
101		長浜ドーム宿泊研修館	1,473.23	H4	長浜市	青少年をはじめ広く県民文化の向上のための拠点施設	指定管理	○
102		湖西線埋蔵文化財整理場	69.52	H20	大津市	J R湖西線の線路敷設等に伴って発掘された遺物を整理・保管するための施設	直営	
103		史跡近江国庁舎跡	104.95	H14	大津市	地下に遺跡を保存し、地上に遺構の一部を再現するなどした遺跡公園の施設	直営	
104		城郭調査事務所	909.57	S45	近江八幡市	様々な城郭についての調査研究を進め、情報を発信する施設	直営	
105		早崎文化財活用センター	719.70	S46	長浜市	発掘調査等により出土した埋蔵文化財を保管するための施設	直営	
106		大石曾束文化財収蔵庫	314.80	H9	大津市		直営	
107		琵琶湖文化館	4,197.00	S35	大津市	平成20年度から休館	直営	
108		埋蔵文化財センター	1,990.03	S54	大津市	埋蔵文化財の調査研究、出土品等の整理、保存処理および収蔵保管、知識の普及および啓発を行うための施設	直営	
109		淡海環境プラザ	3,482.13	H4	草津市	効率的な下水処理の実現、海外等における水環境保全への貢献、民間企業等の水環境ビジネス支援による地域経済活性化を支援する施設	直営	○
110	学校・教育施設	滋賀県危機管理センター	5,487.10	H27	大津市	緊急の事態に際して危機管理を的確かつ迅速に行うとともに、地域防災力の充実強化を図るための施設	直営	○
111-155		高等学校（47施設、45校） （併設の中学校含む）計	615,391.55	S15-H7	15市町			
111		膳所高等学校	16,952.29	S53	大津市	県立中学校および高等学校	直営	○

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
112	学校・ 教育施設	大津清陵高等学校	7,559.76	S43	大津市	県立中学校および高等学校	直営	○
113		堅田高等学校	10,770.33	S39	大津市		直営	○
114		東大津高等学校	12,728.06	S51	大津市		直営	○
115		北大津高等学校	10,774.81	S59	大津市		直営	○
116		大津高等学校、大津清陵高等学校馬場分校	13,859.09	S45	大津市		直営	○
117		石山高等学校	12,540.16	S39	大津市		直営	○
118		瀬田工業高等学校	16,868.80	S37	大津市		直営	○
		瀬田工業高等学校 (旧瀬田高等学校)	3,685.07	S45	大津市		直営	
119		大津商業高等学校	13,453.85	S38	大津市		直営	○
120		彦根東高等学校	13,195.25	S35	彦根市		直営	○
121		河瀬中学校・高等学校	12,288.00	S58	彦根市		直営	○
122		彦根翔西館高等学校（（旧）彦根西高等学校）	2,655.46	S43	彦根市		直営	
		彦根翔西館高等学校（（旧）彦根翔陽高等学校）	16,197.69	S50	彦根市		直営	○
123		彦根工業高等学校	25,678.19	S47	彦根市		直営	○
124		長浜北高等学校	17,190.93	S54	長浜市		直営	○
125		虎姫高等学校	11,816.39	S41	長浜市		直営	○
126		伊香高等学校	13,855.24	S41	長浜市		直営	○
127		長浜農業高等学校	17,207.74	S46	長浜市		直営	○
128		長浜北星高等学校（全日制・定時制）	17,630.69	S38	長浜市		直営	○
129		八幡高等学校	12,152.33	S42	近江八幡市		直営	○
130		八幡工業高等学校	17,706.75	S36	近江八幡市		直営	○
131		八幡商業高等学校	13,020.01	S15	近江八幡市		直営	○
132		草津東高等学校	14,613.06	S53	草津市		直営	○
133		草津高等学校	10,286.79	S56	草津市		直営	○
134		玉川高等学校	11,753.75	S58	草津市		直営	○
135		湖南農業高等学校	17,764.03	S41	草津市		直営	○
136		守山中学校・高等学校	12,038.65	S39	守山市		直営	○
137		守山北高等学校	11,593.45	S57	守山市		直営	○
138		栗東高等学校	12,880.99	S49	栗東市		直営	○
139		国際情報高等学校	17,206.61	S61	栗東市		直営	○
140		水口高等学校	12,522.48	S38	甲賀市		直営	
141		水口東中学校・高等学校	12,718.51	S51	甲賀市		直営	○
142		甲南高等学校	13,633.52	S37	甲賀市		直営	○
143		信楽高等学校	9,436.91	S42	甲賀市		直営	○
144		野洲高等学校	12,291.83	S41	野洲市		直営	○
145		石部高等学校	14,211.47	H7	湖南市		直営	○
146		甲西高等学校	12,209.14	S58	湖南市		直営	○
147		高島高等学校	13,754.39	S38	高島市		直営	○

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
148	学校・ 教育施設	安曇川高等学校	14,940.09	S41	高島市	県立中学校および高等学校	直営	○
149		八日市高等学校	12,061.73	S41	東近江市		直営	○
150		能登川高等学校	13,484.03	S39	東近江市		直営	○
151		八日市南高等学校	13,366.16	S44	東近江市		直営	○
152		伊吹高等学校	9,997.14	S58	米原市		直営	○
153		米原高等学校	10,458.02	S37	米原市		直営	○
154		日野高等学校	11,339.45	S42	日野町		直営	○
155		愛知高等学校	11,042.46	S48	愛荘町		直営	
156- 171		特別支援学校（18施設、16校） 計	102,786.57	S43- H27	13市町			
156	学校・ 教育施設	盲学校	6,777.61	S41	彦根市	県立特別支援学校	直営	○
157		聾話学校	8,430.04	S43	栗東市		直営	○
158		北大津養護学校	7,526.53	S54	大津市		直営	○
159		北大津高等養護学校	1,203.00	S60	大津市		直営	○
160		鳥居本養護学校	3,317.11	S52	彦根市		直営	○
161		長浜養護学校	7,873.81	S53	長浜市		直営	○
162		長浜北星高等養護学校	1,543.44	H27	長浜市		直営	○
163		草津養護学校	13,797.78	H2	草津市		直営	○
164		守山養護学校（本校）	1,452.31	S52	守山市		直営	
165		甲南高等養護学校	1,650.64	S56	甲賀市		直営	○
166		野洲養護学校	14,548.18	H19	野洲市		直営	○
		野洲養護学校北桜校舎	653.72	H15	野洲市		直営	○
167		三雲養護学校	9,022.04	S52	湖南市		直営	○
		三雲養護学校紫香楽校舎	538.58	S59	甲賀市		直営	
168		新旭養護学校	6,035.09	H8	高島市		直営	○
169		八日市養護学校	10,143.49	S47	東近江市		直営	○
170		愛知高等養護学校	120.00	S48	愛荘町		直営	
171		甲良養護学校	8,153.20	H7	甲良町		直営	○
172		総合教育センター	7,691.15	S46	野洲市	滋賀県における教育の充実と振興を図るための施設	直営	○
173	警察施設	警察本部庁舎	28,700.80	H20	大津市	滋賀県公安委員会の管理の下に、警察活動を行うための拠点施設	直営	○
174		機動警察隊	3,827.31	H1	日野町	警ら用無線自動車による広域機動警ら等の活動を行う拠点施設	直営	○
175		滋賀県警察ヘリポート	680.54	S63	日野町	警察航空機による警ら、遭難者等の搜索救助等活動を行う拠点施設	直営	
176		科学捜査センター	1,573.18	H4	大津市	犯罪捜査に関連する鑑定および検査等を行うための施設	直営	○
177		運転免許センター	7,430.38	R1	守山市	自動車運転免許証発行、更新手続等を行うための施設	直営	○
178		運転免許サブセンター（米原分室）	977.86	S62	米原市		直営	○
179		交通機動隊	1,914.56	S40	栗東市	交通指導取締等の活動を行う拠点施設	直営	
180		水上警察隊大津分駐所	424.58	H3	大津市	水難救護、水上における安全を確保するための活動を行う拠点施設	直営	
181		水上警察隊彦根分駐所	317.52	H30	彦根市		直営	
182		水上警察隊高島分駐所	269.88	S55	高島市		直営	
183		水上警察隊長浜詰所	263.19	S38	長浜市		直営	

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
184	警察 施設	執行隊 水上警察隊堅田詰所	249.01	S57	大津市	水難救護、水上における安全を確保するための活動を行う拠点施設	直営	
185- 196		警察署（12施設）	42,256.85	S45-R3	10市		直営	
185		大津警察署	7,059.30	H14	大津市	警察活動等を行う拠点施設	直営	○
186		草津警察署	5,358.97	R3	草津市		直営	
187		守山警察署	3,075.90	H9	守山市		直営	○
188		甲賀警察署	3,943.83	H29	甲賀市		直営	○
189		近江八幡警察署	3,998.66	H27	近江八幡市		直営	○
190		東近江警察署	2,589.41	S52	東近江市		直営	
191		彦根警察署	4,065.22	S45	彦根市		直営	
192		米原警察署	4,374.35	H17	米原市		直営	○
193		長浜警察署	2,501.02	S62	長浜市		直営	○
194		木之本警察署	1,760.62	S47	長浜市		直営	
195		高島警察署	1,547.88	S48	高島市		直営	
196		大津北警察署	1,981.69	S46	大津市		直営	
197- 254		交番（58施設）	7,425.05	S57-R6	県内各 地		直営	
255- 350		駐在所（96施設）	10,934.47	S45-R4	県内各 地		直営	
351		近江舞子警備派出所	114.75	H30	大津市		直営	
352	庁 舎 等	県庁（本館・新館等、北新館を含む）	46,501.01	S14	大津市	本庁舎	直営	○
353		大津合同庁舎	11,014.87	H3	大津市	地方行政機関の庁舎	直営	○
354		滋賀県公館	595.06	H4	大津市	県の重要な行催事を行うための施設	直営	○
355		政策研修センター	2,681.74	H10	大津市	県職員の研修施設	直営	
356		自動車税事務所	1,218.54	H2	守山市	自動車税の賦課徴収を行うための施設	直営	○
357		パスポートセンター	649.04	H10	大津市	旅券（パスポート）の申請・交付に関する手続を行うための施設	直営	
358		南部合同庁舎（本館等）	4,474.06	S55	草津市	地方行政機関の庁舎	直営	
359		甲賀合同庁舎（本館等）	7,727.24	H9	甲賀市		直営	○
360		東近江合同庁舎（本館等）	5,410.77	S54	東近江市		直営	
361		湖東合同庁舎	4,922.12	S46	彦根市		直営	
362		湖北合同庁舎（本館等）	5,172.47	S54	長浜市		直営	
363		高島合同庁舎（本館等）	3,535.12	S42	高島市		直営	○
364		木之本合同庁舎	2,795.14	S60	長浜市		直営	
365		北川水源地域振興事務所	633.81	H3	高島市	北川水源地域の地域振興を行うための施設	直営	
366	職 員 住 宅 等	知事公舎	310.76	H4	大津市	知事公舎	直営	
367		日の出公舎	1,684.09	S63	大津市	—	直営	
368		（旧）日の出公舎 （日の出職員宿舎）	292.72	S62	大津市	—	直営	
369		公立大学法人貸付財産（平田職員宿舎）	2,050.51	H8	彦根市	—	貸付	
370		唐橋寮	3,780.46	H5	大津市	職員住宅	直営	
371		長浜職員住宅および長浜独身寮（旧長浜職員住宅）	988.56	H9	長浜市		直営	

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
372	職員住宅等	坂本職員住宅および独身寮（旧坂本職員住宅）	3,561.54	H14	大津市	職員住宅	直営	
373		守山職員住宅	2,871.60	H11	守山市		直営	
374		朝日が丘職員住宅	1,068.56	H10	大津市		直営	
375		市谷職員宿舎（旧市谷職員住宅）	799.70	H10	東京都 新宿区		直営	
376		水産試験場平田職員宿舎	273.50	H8	彦根市		直営	
377		第二東矢倉教職員住宅	649.40	S58	草津市	教職員住宅	直営	
378		守山教職員住宅	2,213.28	S62	守山市		直営	
379		東矢倉教職員住宅	1,297.75	S56	草津市		直営	
380		神領教職員住宅	929.67	H12	大津市		直営	
381		栗東教職員住宅	1,095.69	H14	栗東市		直営	
382-391	警察施設	警察署長公舎（10施設）	903.42	S62- H30	9市	警察署長公舎	直営	
382		守山警察署長公舎	91.02	H9	守山市		直営	
383		甲賀警察署長公舎	90.33	H29	甲賀市		直営	
384		近江八幡警察署長公舎	90.24	H27	近江八幡市		直営	
385		東近江警察署長公舎	90.26	H30	東近江市		直営	
386		彦根警察署長公舎	90.32	H29	彦根市		直営	
387		米原警察署長公舎	90.90	H17	米原市		直営	
388		長浜警察署長公舎	89.46	S62	長浜市		直営	
389		木之本警察署長公舎	90.32	H29	長浜市		直営	
390		高島警察署長公舎	90.33	H28	高島市		直営	
391		大津北警察署長公舎	90.24	H27	大津市		直営	
392-418		その他待機宿舎・独身寮・職員住宅（27施設）	23,551.43	S54- H27	県内各地	警察官宿舎等	直営	
392		栗林職員宿舎	1,164.40	H8	大津市		直営	
393		尾花川待機宿舎	1,412.75	H14	大津市		直営	○
394		大門職員宿舎	1,604.51	H3	大津市		直営	○
395		馬場待機宿舎	788.22	H10	大津市		直営	○
396		小脇待機宿舎	1,093.16	S63	東近江市		直営	○
397		小脇待機独身寮	1,140.09	H1	東近江市		直営	○
398		梅林職員宿舎	98.82	H2	大津市		直営	
399		瀬田職員宿舎・独身寮	788.82	H6	大津市		直営	○
400		栗東待機宿舎（こびらい寮）	1,051.04	S59	栗東市		直営	○
401		守山第2待機宿舎	1,531.95	H12	守山市		直営	○
402		野洲待機宿舎（世帯寮）	1,214.98	H4	野洲市		直営	○
403		野洲待機宿舎独身寮	451.44	H4	野洲市		直営	
404		市井独身寮	463.74	H6	近江八幡市		直営	
405		松尾職員宿舎	121.38	S61	蒲生郡 日野町		直営	
406		彦根第2待機宿舎	1,548.61	H3	彦根市		直営	○
407		長浜待機宿舎	1,974.62	S54	長浜市		直営	
408		木之本待機宿舎・独身寮	942.98	H5	長浜市		直営	○

番号	施設の 種類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	所在 市町	設置目的	管理 形態	長寿命化 対象
409	警察 施設	今津待機宿舍	513.98	S56	高島市	警察官宿舍等	直営	
410		今津第2待機宿舍	1,423.32	H13	高島市		直営	○
411		堅田第2待機宿舍	987.02	H7	大津市		直営	○
412		堅田第2待機宿舍・独身寮	780.41	H7	大津市		直営	○
413		栗東職員住宅	771.50	S58	栗東市		直営	○
414		水口第1職員住宅	746.06	S57	甲賀市		直営	○
415		水口第2職員住宅	687.86	S61	甲賀市		直営	○
416		土田職員住宅	497.95	S56	近江八幡市		直営	
417		米原職員宿舍	592.33	H26	米原市		直営	○
418		大津警察署宿舍	323.89	H27	大津市		直営	

注

1

令和7年4月1日現在で県が公有財産として管理する建築物からなる施設について記載している。

2

「建築年度」は、複数の建物で構成される施設については、主要な建物の建築年度を記載している。

3

「設置目的」は、用途が廃止された施設および第三者に貸し付けている施設については「－」と記載している。

4

「管理形態」は、指定管理者制度導入施設は「指定管理」、第三者に貸し付けている施設は「貸付」、その他県が直接管理しているものは「直営」と記載している。

5

「長寿命化対象」は、長寿命化対象施設（令和7年度末時点で築45年未満、500㎡/棟）となる建物を含む施設に「○」を記載している（143施設）。